

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251102-31
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙貼付	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他)	
藤本 憲 「新婦人しんぶん」10月分購読料	

No.

領 収 書

- 会費(しんぶん代含む)
 新婦人しんぶん購読料

藤 本 様

金 410 円 10 月分(円 円)

2025 年 11 月 2 日

上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございます。

新日本婦人の会 ()



20251102-31

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費	
整理番号	20251110-26	
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>別紙貼付</p> </div>		
按分率(按分による支出の場合に使用)		
50%	4,912円	(按分率の根拠) 事務所使用状況報告の通り
(その他)		
乾事務所 ガス・電気料金		

大阪ガス 払込票 兼 領収証

乾 友美 様

← ゆうちょ銀行でお支払いの場合は左側の2票の裏面は必ずお出しください
その他の窓口でのお支払いはお出しください

2025年11月分

金額 9,824円

支払期限日 12月8日

上記お支払い期限日を過ぎてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて延滞利息をお支払いいただきます。

取扱可能日 12月18日まで

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの払込はできなくなります。



大阪ガス株式会社
登録番号
T3120001077601

(お客さま控)

大阪ガス ご使用量のお知らせ

ご使用番号 35-00-612-33-1840

乾 友美 様

2025年11月

請求金額 9,824円

ガス料金 (11月分)

合計 1,533 円
ご使用量 4 m³

電気料金 (10月分)

合計 8,291 円
ご使用量 295 kWh

10%対象 9,824 円
内消費税 893 円

消費税別合計

LAWSON

北野田駅東店

大阪府堺市東区北野田38-1
電話: 072-236-3033 店コード: 378490
2025年11月10日(月) 12:53

レシート番号: #178817 買主: [REDACTED]
材料ガス 1件
合計 1件

上記受領は別領収証となります
※スマホの払込票(PAYSLE等)
でお支払された場合、
支払完了まで数分かかります

20251110-26

ガス供給地点特定番号

00212400022143604

電気供給地点特定番号

0601224571035461110000

いつも大阪ガスをご利用いただき
ありがとうございます。

◎本証により弊社の係員が集金する
ことはございません。

今回ガス検針日 11月 8日

次回ガス検針予定日 12月 5日

今回電気検針日 10月15日

次回電気検針予定日 11月14日

ガスご契約

一般

電気ご契約

ベースA G

◎2026年10月からは、払込票の発行・
送付にかかる事務手数料として330円
(税込)を申し受ける予定です。

大阪ガス ご利用明細

ガス契約

(税込)

ガス料金 合計 1,533 円
ガス料金 1,533 円
・基本料金 759円00銭
・従量料金(①×②) 774円08銭

ご使用期間(日数)

10月 8日～11月 8日(32日間)

①ご使用量 1)-2) 4 m³

1) 今回メーター指示数 5000

2) 前回メーター指示数 4996

前年同月ご使用量 8 m³(31日)

前年同月比(30日換算) 48.4%

②当月適用単位料金 A) 193.52円/m³

13A 45 MJ/m³
検針員/

電気契約

(税込)

電気料金 合計 8,291 円
(ご参考) 燃料費調整額 188円80銭
再エネ促進賦課金 1,174円00銭

ご使用期間(日数)

9月16日～10月14日(29日間)

ご使用量 1)-2) 295 kWh

1) 今回メーター指示数 29720.6

2) 前回メーター指示数 29425.6

その他

(税込)

その他 合計 円

20251110-26

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費
整理番号	20251119-24
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 別紙貼付 </div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
50%	5,291円 (按分率の根拠) 事務所使用状況報告の通り
(その他) 藤本幸子事務所 電気料金	

電気料金振込受領証(兼請求書)

青

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 堺市市会議員 藤本 幸子 事務所 様 7年11月分

お客様番号 [REDACTED] ご請求金額 10,582円

ご使用期間 10月3日~11月4日 消費税等当額(再掲) 962円

契種 31 ご使用量(kWh) 342 電気料金内訳(円) - ご使用場所 堺市南区深阪南314

燃料費調整額 +766.14円
再 エネ促進賦課金 1,361円

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 12月5日 金融機関取扱期限日 12月5日

本票は、12月16日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

収納印
枚収⑤
152313
25.11.19
ローソン堺
東区深阪南店

(お客さま控え)

(裏面もご覧ください)

20251119-24

電気ご使用量のお知らせ

本書作成年月日

令和 7年11月 5日

堺市市会議員 藤本 幸子 事務所 様
いつもご利用いただきありがとうございます。

お客様 日 程 所 番 号
番 号 [REDACTED] 今回検計日 11月 5日 次回検計日 12月 3日

供給地点特定番号 (1) 0600324653006070010000

年 月 分 7年11月分 請求金額 10,582円 使用期間 10月 3日~11月 4日

お支払期限日 12月 5日

ご契約種別1 従量電灯A 請求金額 10,582円

当月ご使用量 342kWh

ご参考 798kWh
前年同月ご使用量 (期間: 10月 3日~11月 5日)

当月指示数 29318.4
前月指示数 28976.0

(内 訳)	円 銭	(内 訳)	円 銭
最低料金	52258	再エネ促進賦課金	1,36100
1段料金	2,12205	消費税等相当額再掲	96200
2段料金	4,60980		
3段料金	1,20078		
燃料費調整額	+ 76614		

計器番号 461

ご契約種別2 ***** 請求金額 *****

(内 訳)	円 銭	(内 訳)	円 銭

関西電力

従量電灯A	(参考) 託送料金相当額(再掲) うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	2,944円 82円08銭
託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。		

7年 11月分 ご請求に関するお知らせ

電気料金領収済のお知らせ

ご契約種別		
年 月 分		
領 収 金 額	*****	*****
消費税等相当額(再掲)		
ご 使 用 期 間		
ご 使 用 量		
振 替 日		

口座名義 店舗 口座番号

印紙税申告納付につき北
税務署承認済

◎口座振替による領収の場合、お客様情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お客様からのご希望がある場合のみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただいております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご使用場所> 堺市南区深阪南314

単 価 名 称	月 分	従量電灯A 最初の15kWh に対して	15kWhをこえる 1kWhにつき
燃 料 費 調 整	当月分	+33円66銭	+2円24銭
	翌月分	+33円66銭	+2円24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	59円70銭	3円98銭

関西電力

(注)本書により集金することはありません。

20251119-24

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251119-32

領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)

別紙貼付

按分率(按分による支出の場合に使用)

%

円 (按分率の根拠)

(その他)

藤本 憲 書籍代

「季刊 労働法」2025年10月号

BD7S

インターネット受付 払込受領証 (お客様控え)

Customer Copy

受付日時 2025年 11月 19日 時間 16時 31分

受付店舗 17277-0

堺旭ヶ丘南町

申込No. 1727773235946999

受付番号: 439718

お客様氏名: 藤本憲 様

09015977317

堺市議会議員 藤本憲

発行者 お問合せや領収書のご依頼は下記までご連絡ください

お問合せ先: 株式会社ヨドバシカメラ

電話番号: 0570-03-1010

お問合せ受付時間: 09:30-22:00

お申込商品代金 3,630円

合計金額 3,630円

メールアドレス: info@yodobashi.com

ホームページ: https://www.yodobashi.com/

20251119-32

お買い上げ票

ご注文番号 7524820831
ご注文日 2025/11/19
ご注文時刻 13:40

お届け先様 藤本 憲 フジモト ケン 様

ご住所 大阪府 千 堺市

ご依頼人様 藤本 憲 様

発生ポイント 0 ポイント残高 0

お買い上げ明細

商品名		数量	単価	金額
季刊 労働法 2025年 10月号 [雑誌]	091056	1	3,630	3,630
配送費 (EC用)	000004	1	0	0
		合計		3,630
		(内消費税)		330
		コンビニ決済 (内消費税)		3,630 330

領収書

ご注文日 2025/11/19

2025/11/20 06:24

堺市議会議員 藤本憲 様

¥3,630- 内消費税 ¥330-

消費税10%対象 3,630円 内消費税

330円

ご注文番号7524820831の商品代金として確かに領収いたしました

クレジットカード、ローンご利用の場合は
収入印紙を貼付いたしません

www.yodobashi.com

〒160-8486 東京都新宿区新宿 5-3-1 ☎ 03-5363-2028
登録番号:T5011101021978

20251119-32

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	人件費								
整理番号	20251120-3								
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)									
<p>日本共産党堺市議会議員団 様</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">25年11月給与</td></tr><tr><td>総支給額</td><td>¥230,600</td></tr><tr><td>社会保険料等控除額</td><td>¥70,994</td></tr><tr><td>差引支給額</td><td>¥159,606</td></tr></table> <p>上記正に領収いたしました</p> <p>2025年11月20日</p> <p>受取者住所・氏名 堺市 [REDACTED]</p>		25年11月給与		総支給額	¥230,600	社会保険料等控除額	¥70,994	差引支給額	¥159,606
25年11月給与									
総支給額	¥230,600								
社会保険料等控除額	¥70,994								
差引支給額	¥159,606								
按分率(按分による支出の場合に使用)									
%	230,600円 (按分率の根拠)								
(その他)									
議員団事務局 [REDACTED] 11月給与									

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費		
整理番号	20251120-5		
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)			
<table border="1"><tr><td><p>日本共産党堺市議団 様</p><p>2025年 11月分</p><p>民青新聞 1部 X 680円</p><p>高校生版 部 X 380円</p><p>お知らせ /</p><p>集金者名 XXXXXXXXXX</p><p>領収日 11/20</p></td><td><p>民青同盟発行の 民青新聞</p><p>領収書</p><p>員680清 金領受 民主青年同盟大阪府委員会 大阪市天王寺区鶴差町9-6</p><p>上記の金額を受け取りました。ありがとうございます。</p></td></tr></table>		<p>日本共産党堺市議団 様</p> <p>2025年 11月分</p> <p>民青新聞 1部 X 680円</p> <p>高校生版 部 X 380円</p> <p>お知らせ /</p> <p>集金者名 XXXXXXXXXX</p> <p>領収日 11/20</p>	<p>民青同盟発行の 民青新聞</p> <p>領収書</p> <p>員680清 金領受 民主青年同盟大阪府委員会 大阪市天王寺区鶴差町9-6</p> <p>上記の金額を受け取りました。ありがとうございます。</p>
<p>日本共産党堺市議団 様</p> <p>2025年 11月分</p> <p>民青新聞 1部 X 680円</p> <p>高校生版 部 X 380円</p> <p>お知らせ /</p> <p>集金者名 XXXXXXXXXX</p> <p>領収日 11/20</p>	<p>民青同盟発行の 民青新聞</p> <p>領収書</p> <p>員680清 金領受 民主青年同盟大阪府委員会 大阪市天王寺区鶴差町9-6</p> <p>上記の金額を受け取りました。ありがとうございます。</p>		
按分率(按分による支出の場合に使用)			
%	円 (按分率の根拠)		
(その他)			
「民青新聞」			

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費
整理番号	20251120-18
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 別紙貼付 </div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他) 議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	



普通預金

3

種別(お客様メモ)	お支払金額	お預り金額	差引残高	口座番号
07-11-19				
07-11-20 口座振替 3	*1,650	(MHP)ニテイ		

● 口座振替の振替手数料は、お振替の金額に1.5%を乗じた額です。ただし、お振替の金額が100円未満の場合は、100円未満の振替手数料は100円とさせていただきます。
 ● 口座振替の振替手数料は、お振替の金額に1.5%を乗じた額です。ただし、お振替の金額が100円未満の場合は、100円未満の振替手数料は100円とさせていただきます。
 ● 口座振替の振替手数料は、お振替の金額に1.5%を乗じた額です。ただし、お振替の金額が100円未満の場合は、100円未満の振替手数料は100円とさせていただきます。

20251120-18

請求書 (預金口座振替のお知らせ)

契約番号	■■■■■
契約法人名	日本共産党堺市議会議員団
管理責任者	■■■■■ 様

ニフティ株式会社

〒169-8333
東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー



登録番号 T7011101079619
請求書発行日 2025年10月 3日
請求書番号 B147758510

日頃は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
下記のとおり口座振替によりお引き落としいたします。
当日が金融機関休日にあたる場合は、翌営業日に振替となります。

ご請求年月	2025年 9月	金融機関名	三菱UFJ
口座振替日	2025年11月20日	支店名	堺
ご請求金額(税込)	1,650円	口座番号	■■■■■

※今月	2025年10月20日	のお振替情報
ご利用月	2025年 8月	
お振替額(税込)	1,650円	

※請求書発行時点の口座情報を表示しています。

※通帳へのご案内は、「MHF)ニフティ」と記帳されます。なお、金融機関により異なる場合もありますのでご了承ください。
※振替日に振替できなかった場合には、金融機関からのお振込みによるお支払いとなりますので、後日請求書を発行いたします。

ご請求内訳	金額 (税込)
2025年9月度法人契約管理費	550円
2025年9月度@nifty料金	1,100円
ご請求金額合計(税込)	1,650円

【インボイス対応】税率ごとの消費税額については、明細欄の末尾の記載をご確認ください。
電子請求書への切替ができます。オンラインで各種設定や変更が可能な@nifty法人サービス管理者ツールをぜひご利用ください→<https://nifty.jp/f204>
法人向けサービスに関するよくあるご質問はこちらからご確認ください。→<https://biz.nifty.com/faq/>

光電話・IP電話・各タイプの無線通信には電話番号が発行されています。020局番を除く電話番号ごとにユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料が別途かかります。詳しくはユニバーサルサービス制度、電話リレーサービス制度についてをご覧ください。
<https://iphone.nifty.com/universal/>

20251120-18

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251120-20
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div data-bbox="644 938 753 1256" style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> 別紙貼付 </div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他) 森田 民青新聞	

森田 晃一 様

2025年 11月分

民青新聞 1部 X 680円

高校生版 部 X 380円

お知らせ /

集金者名



領収日

11/20

民青同盟発行の
民青新聞

領 収 書

680
上記の金額を領収しました。
民主青年同盟大阪府委員会
大阪市天王寺区鶴見町9-6

20251120-20

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251120-21
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙貼付	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他)	
森田 「学習の友」12月号	

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251120-27
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙貼付	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他) 乾「民青新聞」11月	

乾 友美 様

2025年 11月分

民青新聞 1部 X 680円

~~高校生版 1部 X 380円~~

お知らせ /



集金者名

領収日

11/20

民青同盟発行の
民青新聞

領 収 書

民青新聞
680円

上記の金額を受けとりました。
た。あ

民主青年同盟大阪府委員会
大阪市天王寺区鶴堂町9-6

20251120-27

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251120-28
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙貼付	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他) 乾「学習の友」12月号	

領収書 堀本 誠・朝友美 様

2025年11月20日

金額 550

上記金額確かに領収しました

支払認印 振替者名

但し 労働学校・勤通大 受講料

期 教室 No.

協会費 月~ 月分× 円

習の友代 12月号 部分

書籍代

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-14-17

関西勤労者教育協会

TEL 06-6943-1451(代)



20251120-28

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251120-33
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙貼付</div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他)	
藤本 憲 民青新聞	

藤本 憲 様

2025年 11月分

民青新聞 1部 X 680円

高校生版 部 X 380円

お知らせ /

集金者名

領収日

11/20

民青同盟発行の
民青新聞

領 収 書

680円

上記の金額を併せ領収し
た。あ

民主青年同盟大阪府委員会
大阪市天王寺区鶴差町 9-6

20251120-33

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費
整理番号	20251123-30
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 別紙貼付 </div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
50%	3,784円 (按分率の根拠) 事務所使用状況報告の通り
(その他) 乾事務所 電話料金等	

振込受領書 (お客様控)

金融機関等で切り離しますのをごまお出しください。

金額	7,568円
振込銀行	***** *****
受取人	三菱UFJニコス株式会社(株式会社東名)
ご依頼人	乾友美生活相談所 河野健一 様 2025年10月利用分 [REDACTED]
手数料	

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱日付印の無いものは無効です。

銀行	
支店	

収納代行：三菱UFJニコス

20251123-30

B17AXK0013501#

【ご請求書】

お客様番号		お支払期限	2025年12月05日
ご請求金額	7,568 円	ご利用期間	2025年10月利用分
ご請求住所	大阪府堺市東区北野田427		

下記のとおりご請求いたします。

年 月 日 ご 利 用 明 細
2025/10 オフィス光119利用料等(2025年10月利用分)

- ・本請求書はインボイス非対応となります。
インボイス対応の請求書や内訳明細は、
オフィスビリングPLUSにてご確認ください。
- ・記載のお支払期日以降、
本請求書はご利用できません。
- ・2026年1月発送分より、
お支払期限をご利用月の月末へ変更予定です。

オフィスビリングPLUS

<https://www.officebilling-plus.com/>
(二次元コードからもご確認ください)



※振込依頼書へ記載されている口座番号は、
今後廃止を予定しております。

お問い合わせ先：お客様サービスセンター 0570-011-988
【受付時間】 9:00～18:00 (年末年始、一部の窓口を除く)

20251123-30

ご利用料金請求書

USAGE STATEMENT

オフィスビリング^{PLUS}

発行日 2025年11月01日

発行NO CH16072710

登録番号 T2190001015679

乾友美生活相談所 様

toumei 株式会社 東名



〒510-0001

三重県四日市市八田二丁目1番39号

URL <https://www.toumei.co.jp/>

日ごろ、弊社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の通り、ご利用料金をご確認ください。

お客様
サービスセンター

受付時間 9:00~18:00
(年中無休・一部窓口を除く)

☎ 0120-119-116

音声ガイダンスが流れますので案内に従ってメニューを選択してください。

請求年月 BILLING PERIOD	お支払い方法 PAYMENT METHOD	お支払い期間 PAYMENT DEADLINE	ご請求額 INVOICE AMOUNT
2025年11月	コンビニ払い	2025年12月05日	7,568円

ご請求の内訳	金額(円)	お知らせ
▼オフィス光119ご利用分		2025年10月ご利用分
オフィス光119	4,730	
オフィス光電話	558	
電話付加サービス	550	
通話料	193	
手数料・諸費用	327	
(小計)	6,358	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご確認ください。
▼その他(サービス)ご利用分		2025年10月ご利用分
プロバイダー料金	1,210	
(小計)	1,210	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご確認ください。
(合計)	7,568	
10% 対象	7,568	消費税 688
8% 対象	0	消費税 0
対象外	0	消費税 0

20251123-30


領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251125-7

領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)



領 収 証


ID(3094)
No. 1- 10-0020-000

2025年11月分
市役所本館11階
日本共産党堺市議会議員団 様

名 称	部	金 額	お知らせ
毎日新聞紙※	1	4,900	日頃のご愛読有り難うございます。 コンビニ支払い等もでございます。 毎度ご購入有難うございます。 右記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,900 (消費税 ¥363)
合 計		¥ 4,900	

※は軽減税率対象品目 (内消費税等¥363)

堺東販売所
 〒590-0079 堺市堺区新町3-3
 TEL: 072-232-0201 FAX: 072-232-0214
 エ)クリエイティブマネージメント 登録番号 T5120102012802


11/25

按分率(按分による支出の場合に使用)

% 円 (按分率の根拠)

(その他)

毎日新聞

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251125-8

領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)

 領 収 書

区域019 金戸0032 お問合せNo04270

お名前 日本共産党堺市議会議員団 様
議会

新本館 11F
7年 11月分

銘	柄	部数	金額	
1	読売新聞セット	※ 1	4,800	◇左記の通り領収しました
2				
3				
合 計			4,800円	領収日 7年11月25日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)12月は年末の為20日頃からお
(8.0%対象 4,800円消費税 356円)伺いさせていただきます。

読売センター 宿院 TEL072-233-3493
堺市宿院町西2丁1-26



按分率(按分による支出の場合に使用)

% 円 (按分率の根拠)

(その他)

読売新聞

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費
整理番号	20251125-19
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙貼付</div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他) 議員団控室 複合機 リース料	



普通預金 **3**

摘要(お客様用)	お振込金額	お預り金額	差引残高	記号・通番
----------	-------	-------	------	-------

07-11-19

07-11-25 口座振替 3 | *13,970 | NKS.NX TCY-ア

<p>● 振込元 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>● 振込先 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>● 振込種別</p> <p>K M 〇〇</p> <p>L 〇〇〇〇</p> <p>O 〇〇〇〇</p> <p>P 〇〇〇〇〇〇</p> <p>T 〇〇〇〇〇〇</p>
---	---	---

20251125-19

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費
整理番号	20251125-29
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙貼付	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
50%	65,000円 (按分率の根拠) 事務所使用状況報告の通り
(その他) 乾事務所 家賃	

領 收 証 堺市議会議員 乾友美様 No. _____

金額

4
130000

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 令和7年12月分家賃

令和7年11月25日 上記正に領収いたしました

堺市

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号



GR1625

20251125-29

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費	
整理番号	20251125-34	
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> 別紙貼付 </div>		
按分率(按分による支出の場合に使用)		
50%	33,000円	(按分率の根拠) 事務所使用状況報告の通り
(その他)		
藤本憲事務所 家賃		

領収証

藤本憲議員事務所様

No. _____

金額

¥66000-
R7.12月分家賃

但

2025年11月25日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)

〒 [redacted] 堺市 [redacted]

[redacted]



コクヨ ウケ-95N

20251125-34

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費
整理番号	20251125-35
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 別紙貼付 </div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
50%	1,096円 (按分率の根拠) 事務所使用状況報告の通り
(その他)	
藤本 憲 事務所 電気代	

領収証

藤本憲議員事務所様

No. _____

金額

¥2192-

但

2025年11月25日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額(%)

堺市

[Redacted]

コクヨ ウケ-95N

20251125-35

令和7年11月22日

電気料金御請求書

藤本憲議員事務所 様

ご請求金額 (2025年 10 月分)

¥2,192

ご使用量	78.27	KWH
使用期間	2025.10/10~11/14	
前月指示数	5240.9	KWH
当月指示数	5319.17	KWH
※第一料金・燃料費調整額・再エネ促進賦課金等含む		

※電気料金につきましてはは、月々価格変動する場合がございます。

堺市

(管理者) 株式会社 眞我毛

TEL 072-222-7073

20251125-35

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費	
整理番号	20251125-36	
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>別紙貼付</p> </div>		
按分率(按分による支出の場合に使用)		
50%	3,358円	(按分率の根拠) 事務所使用状況報告の通り
(その他)		
藤本 憲 事務所 電話料金等		

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
藤本 憲 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年11月ご請求分

金額(円)
¥6,716-

受取人
NTTファイナンス株 [REDACTED]

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

52768
25.11.25
堺中之町東

取 入 印 類 別 欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。

20251125-36



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5085-0370	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年11月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 XXXXXXXXXX)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5085-0370			
◇NTT西日本ご利用分			
5,396	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 10月 1日~10月31日	合 算
	1,790	光もっともっと割 2026年02月~2026年04月以	合 算
		外の解約は解約金がかかります	
	500	ひかり電話 (基本料) 10月 1日~10月31日 電話番号	合 算
		は072-256-4480	
	400	種別チャネル利用料 10月 1日~10月31日	合 算
	100	追加番号利用料 10月 1日~10月31日	合 算
	88	ひかり電話 (通話料) 10月 1日~10月31日	合 算
	8	ユニバーサルサービス料他 10月 1日~10月31日 2番号分	合 算
		のご請求となります。	
	150	発行手数料 本請求書等の発行にかかわる各種費用に	合 算
		なります。	
	50	収納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金	合 算
		融機関でお支払いいただく場合の手数料	
		です。	
	490	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	5,396	(小計)	
◇NTTフアイカンスご利用分	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: XXXXXXXXXX	非対象等
		ドコモビジネス (旧NTTコム) ご利用分。	
◇合計	6,716	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

20251125-36

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	広報・広聴費
整理番号	20251126-22
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙貼付</div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他)	
森田 生活相談の為 パーキング利用	
※)領収書宛名 森田晃一	

駐車券

P.ZONE

堺市西区役所第2

極東開発パーキング株式会社 消費税率
T9140001072099 10%

本券は出場の際に必要です。
折り曲げたり、濡らしたり、磁気に
近づけたりしないで下さい。

割引 Y1

25-11-26 1-0454
17:58

精算 11-26 21:58
駐車時間 4時間 0分
駐車料金 700円
割引 200円

領収書

前払 0円
現金 500円
釣銭 0円
NO. 304603

20251126-22

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費
整理番号	20251126-25
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙貼付	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他) 藤本幸子事務所 家賃	

領 収 証

藤本 さちこ 様 No. _____

¥ 5 0 , 0 0 0 -

但 藤本さちこ事務所家賃 11 月分として

入金日 2025 年 11 月 26 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

日本共産党堺地区委員

堺市西区浜寺石津町東1丁4番2
TEL 072-244-408



20251126-25

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	人件費
整理番号	20251127-10
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">別紙貼付</div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	37,020円 (按分率の根拠)
(その他)	
議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	

税金・各種料金の払込み

お取引いただきありがとうございました。下記の内容で承りました。

受付番号：0HVI9BQS4G1K

受付時刻：2025年11月27日11時11分07秒

引落先情報

引落口座

堺東支店 普通 

払込書情報

社会保険料等（国庫金）

納付番号	1225413300023573
お名前	二村 拓哉
払込金額	73,176円
(内延滞金)	-
(内手数料)	-

20251127-10

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名
 7 0343 6118 00064519 厚生労働省年金局(堺東)



納付目的
 令和 7年
 10月分
 納付期限
 令和 7年
 12月 1日 右記のとおり納付してください。
 令和 7年
 11月 19日

健康勘定 健康保険料 28392 円	厚生年金勘定 厚生年金保険料 43920 円	業務勘定 子ども・子育て拠出金 864 円
--------------------------	------------------------------	-----------------------------

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 子ども・子育て拠出金
 令和 7年度

事業所整理記号 64ニウ	事業所番号 01658	うち証券受領 円
収納機関番号 005001225413300023573002380	納付番号	確認番号

証券受領
 全部 一部

合計額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	7	3	1	7	6

厚生労働省所管
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 堺東 年金事務所
 延滞金の期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
 歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長

590-0078 堺市 堺区 南瓦町 3-1
 堺市役所内
 日本共産党堺市議会議員団事務局
 森田 晃一
 2643 64-ニウ 01658 090710 様

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付等)

(納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

20251127-10

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	広報・広聴費
整理番号	20251128-13
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 別紙貼付 </div>	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他) 2026年度予算要望書	

お取引記録

検索条件入力 検索結果表示

検索結果表示(詳細)

取引種類	振込
受付番号	20251128-001
受付日時	2025年11月28日 11時51分
処理(予定)日	2025年11月28日
状況	取引完了
取引方法	インターネット


予定日の表示となりますので、お取引の時間によっては実際の取引日と異なる場合がございます。

お取引詳細情報


振込先口座	三菱UFJ銀行 針中野支店 当座 [] ウメダイナミック(カ)
引落口座	堺東支店 普通 []
振込依頼人名	ニホンキョウサントウ サカイシギカイギンダン
振込依頼人電話番号	[]
振込金額	193,600円
振込手数料	0円
引落金額合計	193,600円

[戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

 インターネットバンキングヘルプデスク 0120-543-555 または 042-311-7000 (通話料有料)
※毎日9時～21時

Copyright(c) 2025 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

本サイトのご利用にあたって 

20251128-13

御見積書

2025年10月1日

整理番号 78734号

日本共産党堺市議会議員団 様

 うめだ印刷株式会社


大阪市東住吉区住道矢田6丁目9番2号

TEL 06-6797-1345

FAX 06-6797-5598

下記の通りお見積り申し上げます。

- 納期 2025/10/21
- 見積有効期限 1ヶ月
- 受渡場所 指定場所
- 支払条件


印	印	
---	---	---

総合計金額(消費税込) **¥193,600**

品名	数量	金額
2026年度予算要望書	600	176,000
仕様 A4中綴じ 本文：上質紙55Kg24ページ両面1色	表紙：色上質特厚口 両面1色	
	合計	176,000
	消費税	17,600
	総合計金額	193,600

備考

よろしくお願いたします。

うめだ印刷 

納品書

PAGE 1

No. 00000428

590-0078

2025年10月27日


堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所内
日本共産党

日本共産党 堺市議会議員団 様

得意先コード



私たちは想いを継いでいきます

 うめだ印刷株式会社

〒546-0022 大阪市東住吉区南船場4-1-1 電話 06-6797-1345 FAX 06-6797-1398

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額 (税込)	注 番
2026年度予算要望書	600			193,600	
受注No. 00008634	税抜額	176,000	消費税額	17,600	合 計
					¥193,600

20251128-13

**2026年度の堺市の予算と
施策に関する日本共産党の要望書**

2025年10月

日本共産党堺市議会議員団

2026年度の予算と施策に関する要望書(目次)

●重点要求	2
●全庁に係る事項	3
●市長公室所管事項	3
●ICT イノベーション推進室所管事項	3
●泉北ニューデザイン推進室所管事項	3
●総務局所管事項	4
●財政局所管事項	5
●市民人権局所管事項	5
●危機管理室・消防局所管事項	6
●ダイバーシティ推進部所管事項	7
●文化観光局所管事項	9
●環境局所管事項	9
●健康福祉局所管事項	10
●子ども青少年局所管事項	14
●産業振興局所管事項	15
●建築都市局所管事項	17
●建設局所管事項	19
●上下水道局所管事項	20
●教育委員会所管事項	21

2026年度の堺市予算と 施策に関する要望書

2025年10月21日
日本共産党堺市議会議員団

物価高騰により市民生活はより一層厳しさを増している。しかし、自公政権は米不足、物価高騰に対して無為無策のままであり、裏金問題への無反省、「トランプ関税」をはじめとする米国言いなりの大軍拡などの自民党の政治姿勢と政治路線に対し、衆議院選挙に続き参議院選挙でも厳しい審判が下された。その結果、衆参両院で自公政権は少数に転落した。また、何らかの形で消費税減税を公約に掲げた政党が多数となる、かつてない状況が生まれている。

石破茂氏に代わり、高市早苗氏が総裁に就任したが、総交代は自民党内に未だに残る派閥争い以外の何物でもない。一方で、外国人を差別し憎悪を煽る排外主義が台頭してきているなかでの高市氏の総裁就任は自民党内の極右的な流れを反映したものであり、予断を許さない状況である。

維新の会と自民党は、夢洲へのカジノ IR 誘致のために「万博」を利用した。万博そのものは多くの国々が参加し、国際交流の面では意義はあった。しかし、その陰で海外パビリオンの建設工事において、下請け業者への工事費未払いが相次いで発生し、事業者らは倒産の危機に追いやられている。能登半島地震の復興・復旧が最優先にも関わらず、4月13日開催ありきで無茶な建設スキームに固執した維新・自民には大きな責任がある。

日本共産党堺市議会議員団が本市に対し、長年要望してきた全員喫食の中学校給食の実施、小学校給食の無償化等は一定評価できるものの、バイエリア開発、やみくもな ICT・アプリ関連事業や大阪府への負担金等は評価できない。先行き不透明の不安定な世界情勢や国政問題を抱えているからこそ、本市の市政運営には子育て、教育、福祉分野へのより一層の予算拡充、暮らしと生業への支援策が求められている。

2026年度予算編成と施策の在り方については、以上の趣旨に沿った予算措置をとることを基本的な考え方に据え、本要望書に掲げた施策を各部局にわたり、来年度予算に反映すよう本要望書を提出する。

重点要求

- 物価高騰で困窮する市民生活や営業への市独自の支援を行う。
- 今後の感染症対策のため医療・保健所体制を拡充する。コロナ感染者への治療を公費負担で行い無償にするよう国に求める。コロナ感染による後遺症への医療体制拡充及びワクチン接種後の後遺症への原因究明と被害者救済を国に求めるとともに、堺市として当事者への情報提供・対応を行う。
- 「大阪のまちづくりグランドデザイン推進本部会議」及び、「大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部会議」への参画をやめ、カジノ IR の事業に反対する。
- 大企業への行き過ぎた減税などの優遇をやめる。
- 消費税 5% への引き下げとインボイス制度の廃止を国に強く求める。
- 物価高騰対策の 1 つとして上下水道使用料を引き下げる。
- 子ども医療費助成制度は、所得制限なしで高校卒業まで完全無料にする。
- 無料がん検診を 2026 年度以降も継続・拡充し受診率の向上を図る。さらに、恒常的な制度とする。
- 堺市独自で中学校の 35 人以下の少人数学級を実施する。
- 小学校給食を全学年いっせいに無料にする。中学校給食への無料化を進める。
- 支援学校宮園分校が児童・生徒、保護者、教職員の要望に応えた施設となるよう予算を拡充する。今後の支援学校の整備計画を早急に作成する。
- 保育士配置基準のさらなる見直しを国に求めるとともに、堺市独自の拡充を行う。
- 保育料無償化を所得制限なしで全ての幼児に実施する。幼児教育・保育事業の副食費は公費負担とする。
- 障害者の入所施設・生活の場を整備する。
- ケアワーカーの処遇改善と労働環境の向上を国に求める。
- 65 歳以上のおでかけ応援制度を維持し、さらに無料にする。また、おでかけ応援制度と同様に、妊婦や子ども連れ、障害者等の公共交通利用負担を軽減する制度を創設する。
- 自然災害による半壊および一部損壊に対する市独自の支援策を講じる。
- 加齢性難聴で補聴器を必要とする人に対し、市独自の公的補助制度を創設する。
- 中央図書館の再整備について、基本構想・基本計画等の策定に市民参画を保障する。
- 労働者が受け取る最低賃金を 1,500 円以上とするため、「公契約条例」を制定する。

■全庁に係る事項

- (1) あらゆるハラスメントへの対策を講じる。
- (2) 化学物質過敏症等への研修を実施し、合理的配慮を行う。
- (3) 公共施設のトイレに生理用品を設置する。
- (4) 「子ども基本法」に基づき、「堺市子ども基本条例」を制定し、市全体の方針に位置付ける。

■市長公室所管事項

- (1) 住民自治を促進するため、区独自の予算や人事を強化し、住民本位での活用を進める。
- (2) 真の地方分権が進むよう、事務権限委譲に見合う税源移譲を国に求めるとともに、国・府の不当な圧力に屈することなく自主的な姿勢を貫き、市民本位の地方自治体行政を行う。
- (3) 「大阪のまちづくりグランドデザイン推進本部会議」から脱退する。
- (4) 「副首都推進本部会議（大阪府・大阪市・堺市）」を解消し、元の堺市大阪府調整会議に戻す。
- (5) 大阪府・大阪市が推進している「カジノ IR」事業に反対する。
- (6) 堺市独自の万博関連事業について、効果検証を行う。
- (7) 市長と市民団体等との意見交換の場を設ける。
- (8) 統一協会及び関連団体との関りを一切持たない。

■ICT イノベーション推進室所管事項

- (1) ICT の利用にあたっては、個人情報やセキュリティの問題、利用できる人とできない人の格差など急速な通信の多様化にもなっている課題を解決するとともに、市民が安心・安全にサービスが利用できる環境整備に努める。
- (2) マイナンバー制度の廃止を国に求める。少なくともマイナンバーカード取得を強要せず、健康保険証の復活を国に求める。市独自の利用拡大をしない。マイナンバーカードの発行を希望しない市民にも行政サービス等で不利益とならないようにする。

■泉北ニューデザイン推進室所管事項

- (1) ICT 導入ありきではなく、住民本位のまちづくりを進める。
- (2) 大阪府に府営住宅建て替えにおける責任を果たさせる。
- (3) 地域住民の移動の利便のため、目的地直行型のデマンド交通システムを、住民合意に基づきバスやタクシー事業者とも協議しつつ、慎重に具体化する。
- (4) 近畿大学医学部及び近畿大学病院の開学・開院に関連する開発について、今後も地域住民に

十分な説明を行う。

■総務局所管事項

〈指定管理者制度について〉

- (1) 指定管理者制度に移行した市施設について、公共性やサービスの確保、個人情報保護状況等を調査し、直営に戻すことも含め検討する。
- (2) 選定委員会には、公募制による住民代表・専門家・弁護士などを入れる。安易に指定管理にしない。指定管理者には市長、議員等と関係の深い団体は選定しない。
- (3) 指定管理にかかる人件費について、期間中、指定管理料の積算に見込んだ変動以上の物価高騰等が見られた場合、十分な人員確保ができる制度の構築などの支援を行う。

〈人事・給与制度について〉

- (1) 市職員の賃金について、労使合意に基づいた自主的な賃金決定を行う。
- (2) 会計年度任用職員の待遇改善を国に求める。
- (3) 専門職については、短時間勤務であっても正規職員として採用できる制度の構築を国に求める。
- (4) 市民サービスの向上のため職員を増員する。正規職員を基本とし、職員数は事務事業量に見合ったものに改善するとともに、女性の雇用比率を半数程度となるよう確保維持する。
- (5) 庁舎・公共施設において、化学物質過敏症等への対応ができる体制を整備する。
- (6) 人事評価制度は中止する。少なくとも評価結果を給与等に反映しない。
- (7) 市の機構における女性職員の管理職への登用を推進するため目標をさらに引き上げ、早期に達成する。
- (8) 生計を共にするパートナーのいる職員を福利厚生事業の対象とする。
- (9) 職員派遣において、「カジノ IR」に本市職員を派遣しない。

〈付属機関について〉

審議会等の委員の構成は市民各層の広範な声を反映できるものにし、運営を民主的に進める。委員の兼務はできるだけ少なくする。女性委員の選任は、「第5期さかい男女共同参画プラン」の目標値である40～60%を維持する。青年や公募市民も入れる。

〈外郭団体・その他について〉

- (1) 堺市の公的責任を果たす立場で「外郭団体の見直しに向けた取組方針」を見直す。
- (2) 選挙管理委員会の体制を強化し、開票作業等、選挙に関する業務に十分な人員を確保し、さらに期日前投票所・投票所を増やす。
- (3) 選挙管理委員会は、教育機関との連携で小・中・高校生等学生への主権者教育、啓発活動を強める。
- (4) オンブズパーソン制度を導入し、情報公開・説明責任・市民参画を徹底する。
- (5) 市の公益通報者保護制度の内容を広く知らせ公益通報を促す。
- (6) マイナンバー制度の廃止を国に求める。少なくともマイナンバーカード取得を強要せず、健

康保険証の復活を国に求める。市独自の利用拡大をしない。マイナンバーカードの発行を希望しない市民にも行政サービス等で不利益とならないようにする。

(7) 自衛隊への名簿提供は行わない。自衛隊の隊員募集には協力をしない。

■財政局所管事項

- (1) 財政の説明資料は、誤解を招かないよう明確にし、市民が正しく認識できるものにする。
- (2) 市民や、事業者等の負担を軽減するため消費税5%への引き下げを国に強く求める。また、インボイス制度廃止を国に求める。
- (3) 国に物価高騰に対する十分な交付金を求める。
- (4) 公共事業は、生活関連型・福祉型で進める。
- (5) 民間委託のあり方を見直し、公共の責任で実施すべき業務については、営利企業に提供しない。
- (6) 市内小規模事業者等の受注機会の拡大を図るため「小規模工事契約希望者登録制度」を創設する。
- (7) 労働者が受け取る最低賃金を1,500円以上とするため、「公契約条例」を制定する。
- (8) 地方交付税の税財源の調整機能の堅持と共に保障機能の維持・制度拡充を国に求める。
- (9) 国庫補助負担金の廃止・縮減をやめるよう国に求める。地方分権が実質的に進むよう事務権限委譲にふさわしい税源移譲を国に求める。
- (10) 臨時財政対策債の制度を廃止し、交付金に戻すよう国に求める。
- (11) 税や国保料など公共料金の滞納及び滞納延滞金については、督促前に本人の生活困窮状態について相談支援を行う。生活費の差し押さえはしない(2019年10月11日大阪高裁確定判決)。
- (12) 自治体間の税収の不公平を生む「ふるさと納税制度」の廃止を含む見直しを国に求める。

■市民人権局所管事項

〈区役所・区行政について〉

- (1) 住民自治を促進するため、区独自での予算や人事を強化し、住民本位での活用を進める。
- (2) 校区自治会活動推進補助金、地域会館整備費補助金、地域会館大規模改修補助金を実態に合わせて増額する。
- (3) 「区政策会議」については、引き続き市民の声が区政に反映されるようにする。
- (4) 区役所裁量の予算枠を拡充する。
- (5) 「区域まちづくり事業」や「学校連携支援事業(北区)」及び「子どもの居場所推進事業(南区)」等については、本庁所管局と区役所との課題に応じた役割分担を整理し、持続可能なものとする。
- (6) 区役所の窓口業務の正規職員の体制を充実させ民間委託しない。
- (7) 各区に出張所を設置する。

〈消費者保護対策〉

- (1) 製造物責任法（PL法）の充実を国に求める。
- (2) 多発する消費者問題に的確かつ迅速に対応できるものとするため、正規の専門職員を配置する。
- (3) 悪徳商法や振り込め詐欺・なりすまし詐欺など特殊詐欺から市民、特に高齢者の生活を守るため、啓発を一層強めるとともに、相談窓口の体制を充実し、救済対策を強める。各区役所で定期的な出張相談を実施するなど、消費生活相談を充実する。
- (4) 消費生活センターにおける化学物質過敏症及びいわゆる香害の相談については、相談者に寄り添い詳細な記録を残す。
- (5) 食品添加物の規制緩和の中止、輸入食品の検査体制の強化を国に要求する。市民に食品添加物について広報などの啓発活動を強化し、市としても検査体制の充実を図る。
- (6) 遺伝子組み換え食品・ゲノム編集食品の表示義務付けの徹底を国に求める。

■危機管理室・消防局所管事項

〈危機管理・災害対策について〉

- (1) 相次ぐ大規模自然災害を教訓にし、「地域防災計画」を常に点検するとともに受援体制を強化充実する。災害別の「ハザードマップ」の活用に努める。
- (2) 消防力の充実を急ぐ。ポンプ車、はしご車、予防要員、警防要員等を増やす。消防水利の充足率を高め、耐震性防火水槽の補強を進め、250mメッシュでの整備を図る。出火発生時すぐに消火活動を行えるよう可搬消防ポンプを地域に配置する。
- (3) 庁舎内に災害対策本部を常設する。
- (4) すべての市所有建築物、公共施設の耐震改修を早期に完了する。
- (5) 耐震診断補助制度を更に拡充する。マンションなど共同住宅の耐震改修の補助制度、無利子・長期返済の利用しやすい融資制度を創設する。
- (6) 災害時の避難所となる体育館等にエアコンを可能な限り早期に設置する。
- (7) 障害者も地域の避難訓練に参加できるネットワークをつくる。
- (8) 公的責任の下で地域包括ケアシステムを取り入れた災害時要配慮者避難計画を早急に作成する。
- (9) 福祉避難所について、災害時に円滑に避難者を受け入れられるよう体制をさらに強化する。
- (10) 指定避難所となる学校施設の特性に応じた個別の避難所運営マニュアルに適宜更新する。
- (11) 指定及び広域避難所にオストメイトを備えた「だれでもトイレ」を早急に設置する。
- (12) 避難所でのプライバシー確保のために、パーテーションなどが必要数確保できるよう他自治体等との連携・協力体制を強化する。
- (13) コンビナート地域など沿岸の地震・高潮・津波など防災対策を抜本的に強化する。
- (14) エレベーター閉じ込めに備え、公共施設への防災エレベーター椅子やEVAC CHAIR（階段避難車）やエアーストレッチャー等の設置を進める。
- (15) 商店街や雑居ビル、密集市街地などに対する火災予防のための査察、指導を強化する。
- (16) 火災報知器設置の補助制度を設ける。
- (17) 土砂災害への対策を国・府に求め、市としても更に対策を講じる。
- (18) 自然災害だけでなく市民生活を脅かすような危機に際し、被災者の要望・相談に対応できる

ワンストップ窓口をつくる。休日・時間外であっても対応できるようにする。

- (19) 自然災害による半壊および一部損壊に対する市独自の支援策を講じる。また災害見舞金を一部損壊に拡大し増額する。

■ダイバーシティ推進部所管事項

〈ジェンダー平等の実現について〉

- (1) 男女賃金格差の是正など雇用における女性差別の解消のために「男女雇用機会均等法」の抜本改正を国に求める。企業に対し、雇用に関するすべての面で「ジェンダー平等」をつらぬくよう求めるとともに国に対して指導の強化を求める。
- (2) 労働基準法に「母性保護規定」を復活させる。母性保護の諸権利の完全行使や長時間過密労働の規制、労働条件の改善を図るよう、労働基準法の抜本的改正を国に求める。
- (3) 「女性差別撤廃条約」に基づき、雇用、労働条件と職業・家庭生活のすべての面でのジェンダー平等の機会と権利の保障のために、「女子差別撤廃条約選択議定書」の批准を引き続き国に求め、市として必要な調査、啓発を行う。
- (4) 審議会等の委員の構成は市民各層の広範な声を反映できるものにし、運営を民主的に進める。委員の兼務はできるだけ少なくする。女性委員の選任は、「第5期さかい男女共同参画プラン」の目標値である40～60%を維持する。青年や公募市民も入れる。
- (5) 性別を問わず育児休業・介護休業制度について、啓発・周知を行う。
- (6) 再就職を希望する女性のための再就職セミナー開催など職業教育を一層推進する。
- (7) 堺市立男女共同参画センターは、女性の意見、希望を取り入れた管理運営を図る。同様の施設を各区に設置する。
- (8) 女性や児童等への暴力を防止するとともに、保護・救済の施策を充実する。女性や児童等に対するあらゆる性暴力の根絶に関する法律の更なる改正を国に求める。堺市として啓発に努め、各区の女性相談員複数配置等の体制を強化する。
- (9) 「大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について、府の予算の更なる増額と国の補助金増額を求めるとともに、病院拠点型での抜本的強化を検討するよう府に求める。
- (10) 選択的夫婦別姓制度の法整備を国に求める。
- (11) 事実婚関係にある市民に堺市として婚姻と同等の権利を保障する。
- (12) 公共施設のトイレに無償の生理用品を配置する。また、男性トイレにサンタリーボックスを設置する。

〈人権について〉

- (1) LGBTQ+に対する誤解や偏見をなくすため、市として、職員研修の充実や啓発活動の拡充など必要な施策を引き続き行う。
- (2) 性的指向と性自認(SOGI)を理由とする差別をなくす。
- (3) 「パートナーシップ宣誓制度」の社会的認知を広げ、宣誓によって得られる権利を拡充させる。
- (4) 同性婚の法制化を国に求める。

- (5) あらゆる差別とハラスメントによる人権侵害を許さないよう市民、事業所等に広く啓発を行う。また、市職員に対しては研修を強化する。
- (6) 「令和7年度堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」における痴漢被害実態調査に基づいた対策を講じる。
- (7) 「出入国管理及び難民認定法」の入管行政と難民認定審査を見直し、日本で暮らす外国人の人権を保障するよう改正を国に求める。
- (8) 外国人及び外国にルーツを持つ人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）を許さない条例を制定する。
- (9) 外国人及び外国にルーツを持つ人が地域で安心して生活できるよう、多文化共生推進に向けた取組を強化する。
- (10) 「子ども基本法」に基づき、子どもの意見表明権を保障する場を設ける。

〈平和と民主主義〉

- (1) 安全保障関連法制を廃止し、集団的自衛権行使容認及び「安全保障関連3文書」改定の閣議決定を撤回し、自衛隊の海外派兵はしないよう国に求める。国の安全保障においては、防衛費の大幅な増額をやめ、外交努力を徹底するよう国に求める。
- (2) 「特定秘密保護法」「盗聴法」「共謀罪法」は廃止するよう国に求める。また、「スパイ防止法」の制定に強く反対する意思を国に示す。
- (3) 「非核平和都市宣言」「非核日本宣言に関する決議」に基づいて、非核平和行政を市の重点施策として位置づけ、平和予算を組み、次のような積極的な施策を実施する。
 1. 非核平和都市宣言に関する決議の入った宣言塔、懸垂幕、決議文の入ったポスター、宣言パネルやモニュメントなどを公共施設、主要道路等に増設する。
 2. 「平和と人権資料館」については、堺と世界の戦争と平和、核兵器に関する資料などを広く収集・展示・保存するなど内容をさらに拡充するとともに、市民が利用しやすいように開館時間を延長する。
 3. 非核平和のつどい、反核平和コンサート、原爆展を企画・主催するとともに、「平和市民講座」を開催する。
 4. 空襲の記録、戦跡などの保存につとめる。
 5. 市民が行う平和・非核の運動の取り組みに積極的な協力をするとともに、「平和・非核推進事業補助要綱（仮称）」をつくり補助、助成をする。
 6. 7月10日の「堺大空襲」犠牲者を追悼し、その日を堺の「反戦・平和の日」とする。
 7. 被爆者援護法を国家賠償の立場にたったものに改正するよう国に働きかけるとともに、市として「被爆者語り部活動」などへの支援をする。
 8. 「核兵器禁止条約」への署名・批准及び、第1回再検討会議へのオブザーバー参加を国に求める。
- (4) 沖縄辺野古の米軍基地建設を中止するよう国に求める。
- (5) 関西国際空港、大阪湾、堺泉北港などの軍事利用を認めず、非核証明のない艦船の入港を禁ずるよう大阪府に求める。
- (6) 市民に「日の丸」「君が代」の押し付けをしない。

■文化観光局所管事項

- (1) 大阪観光局への本市負担金の見直し・減額を府に求める。大阪府・市とは対等平等の立場で堺の魅力を生かした観光行政を確立する。
- (2) 大仙公園のガス気球事業について、整備費用の回収に努め、周辺の住宅環境や交通に影響が出ないように市が責任を持つ。
- (3) 市民の自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動を充実させるために、「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」に基づき市としての支援策を強化する。
- (4) (仮称) 堺ミュージアム及び堺市博物館のリニューアル等については、市民の声を聞いて進める。
- (5) 「利品の杜」の催しを充実するために予算を増額する。
- (6) フェニーチェ堺の運営にあたっては、堺市文化振興財団を中心とし公的責任を果たすため、選定方法を非公募にする。
- (7) 北区に文化ホールを整備する。
- (8) 市民スポーツ振興のために、スポーツ施設、設備の整備、指導者の育成、クラブや団体への助成などを「市民スポーツ推進プラン」に基づき、予算措置を講ずる。
- (9) スポーツ、文化活動など青年の多面的な要求に応える支援や施設を整備する。
- (10) 堺の観光資源として位置付けられた伝統産業継承発展に資する取り組みを進める。
- (11) 環濠都市北部地区の景観保全のための「建築物等規制条例」をつくる。「堺市景観計画」に基づき、環濠の復元整備について、市民参加で歴史的なまちなみ整備、建造物の保存と活用を進める。

■環境局所管事項

- (1) 原発の再稼働を許さず、太陽光発電をはじめ、地産地消の自然エネルギー利用への転換で原発をゼロにするよう国に求める。
- (2) 福島第1原発汚染水（アルプス処理水）の海洋放出を中止するよう国に求める。
- (3) 「堺市気候非常事態宣言」を決議した本市として、2030年度までにCO₂を50～60%削減（2010年度比）するよう国に求める。市としても市内CO₂の50～60%削減（2010年度比）を目標に定め達成に向け取り組みを進める。
- (4) 省エネ設備の導入や資源リサイクル、2050年カーボンニュートラルに向けた実効ある施策の充実を図る。所得に関わらず利用できるよう支援事業を拡充する。
- (5) PM2.5の基準を厳しくし、企業が社会的責任を果たすよう指導することを国に求める。
- (6) 大気汚染、騒音などの環境測定局を増設し、測定データを遅滞なく広報する。汚染原因の究明と発生元への指導を強化する。
- (7) PFASによる健康及び環境への影響について井戸水を含め調査し、結果に基づいた規制等の対策を国に求める。
- (8) 化学物質過敏症の原因とされる化学物質について、健康及び環境への影響について調査し、結果に基づいた規制等の対策を国に求める。
- (9) アスベスト飛散事故を繰り返さないよう、市有建設物についてアスベストの使用実態を総点検し、正確な調査結果を公表すると共に除去対策を講じる。

- (10) 市内のアスベストを使用した建物、施設、設備等の解体、更新及び災害時の飛散防止策の徹底や健康被害防止等の対策を講じる。
- (11) 有害物質を取り扱う事業所に対する管理・監督・指導体制を強化する。
- (12) 廃棄物の発生を抑制する立場から、製造者、事業者等の責任を明確にするなど「家電リサイクル法」「容器包装リサイクル法」など一連のリサイクル法の改善を国に求める。
- (13) マイクロプラスチックによる環境汚染対策の観点から、プラスチック製品及びマイクロプラスチックを使用した製品の使用抑制を企業に働きかける。被覆肥料のマイクロプラスチック等が環境に及ぼす影響についてポスター等を作成し、市民に周知する。
- (14) 産業廃棄物の不法投棄について、実態に応じた規制強化を国に求める。
- (15) 産業廃棄物の不法投棄による被害の原状回復のために、拡大生産者責任に対する新たな制度の創設を国に求める。
- (16) 小型ごみ収集車を導入し、狭隘道路などでの各戸収集を実施する。
- (17) 市立「のびやか健康館」の高齢者や障害者の利用料を軽減する。
- (18) 家庭ごみの有料化はしない。
- (19) クリーンセンター東工場第二工場の建替えについては、住民合意に基づいて進める。

健康福祉局所管事項

〈生活保護及び、生活支援策の充実〉

(一) 生活保護制度

- (1) 「自己責任」論など憲法第 25 条の生存権を大きくゆがめる生活保護法の改悪に反対する。国に対して保護基準額の引き上げを求める。
- (2) 生活扶助基準引下げを違法とした最高裁判決を重く受け止め、保護利用者への謝罪や補償を行うことを国に求める。
- (3) 受給世帯であっても大学等進学の場合も不利益がないよう国に求める。
- (4) 堺市独自の夏期・冬期一時金等を実施するとともに、エアコン設置及び夏季の電気料金への助成を行う。
- (5) 生活保護バッシングにくみせず人権擁護の立場をしっかりと守る。水際作戦と呼ばれる申請権を無視した窓口対応をしない。被保護者の実情と気持ちに寄り添った対応をし、扶養照会・親族への扶養義務の強要はしない。
- (6) 本人の意志や事情を無視した就労指導はしない。
- (7) ケースワーカーは正規職員を増やし、計画的に国基準の 80 ケースに 1 人となるようにする。
- (8) 医療券については、市議会の平成 7 年 12 月 21 日意見書に基づき、市独自で健康保険証と同様の「医療証」を発行する。
- (9) 就職活動段階で必要となる費用に充当できる「就職準備金制度」をつくる。

(二) 生活支援策

- (1) 市独自の緊急融資制度をつくる。
- (2) 国民年金受給額の引き上げを国に求める。

- (3) 高齢者・障害者世帯・ひとり親家庭など生活困窮者及び、福祉施設等に対し、上下水道料金などの公共料金に「福祉減免制度」を創設する。
- (4) 熱中症対策のため、エアコン設置及び夏季の電気料金への助成を行う。
- (5) 母子父子寡婦福祉資金は、貸付ではなく給付とする。
- (6) 65歳以上のおでかけ応援制度と同様の、生活困窮者の公共交通利用負担を軽減する制度を創設する。

〈介護保険制度と高齢者施策の充実〉

- (1) 要支援サービスを保険給付に戻し、介護保険から要介護1・2を除外しないよう国に求める。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業においては、介護が必要な要支援者にはことさら自立を押し付けず専門的な介護サービスを提供する。
- (3) 要支援者に介護保険利用時と同様のサービスを提供する。
- (4) 介護報酬の引き上げと介護保険料の引き下げのために国の公費負担割合を50%から60%にし、利用料の引き上げをしないことを国に求める。
- (5) 介護職員などの給与・労働条件の改善を国に求める。
- (6) 保険料の軽減については国の三原則にとらわれることなく拡充を図る。また、利用料については市独自の軽減制度を早急に創設する。
- (7) 認知症サポーターをさらに増やし、地域で認知症を支える場やネットワークを支援する。
- (8) 特別養護老人ホームの整備の促進を国に要望する。市として、特別養護老人ホームの待機者を解消するために、必要に見合った整備計画を立て、速やかに実施する。
- (9) 高齢者の住宅改修事業における助成は、それぞれのニーズに対応できるように改善する。
- (10) 日常生活用具や補装具の自己負担を軽減するとともに、支給基準の運用は利用者の実態を十分に配慮し柔軟に対応する。
- (11) 福祉・介護オンブズパーソン制度をつくり、利用者保護につとめる。
- (12) 小規模多機能型施設の整備および運営・人員配置などについて支援策を講じる。
- (13) 加齢性難聴で補聴器を必要とする人に対し、市独自の公的補助制度を創設する。
- (14) 高齢者の移動を保障するため、バスなど公共交通を無料で利用できる制度を創設する。
- (15) 老人福祉センターについて、入浴施設を廃止後も利用者を減少させず、また新規利用者を増加させる取組を充実させ、高齢者の社会参加を促進する事業を拡充する。

〈障害者施策の推進〉

- (1) ロングショート状態にある障害者の実情を解消するために重度の障害者の入所施設（生活施設）を整備する。グループホーム制度を拡充する。
- (2) 福祉サービスや補装具の割負担に対して、市独自の軽減策を行う。
- (3) 児童発達支援センターの充実を図る。管理運営については市直営に戻し、少なくとも非公募とする。市の責任において、すべての子どもの健康と発達を保障するため、障害の早期発見・早期の適切な療育を強化する。
- (4) 大人の発達障害について、当事者が支援に繋がるよう体制強化し、周囲の理解を得られるよう周知や啓発を行う。
- (5) 就労支援の体制を強化するとともに、市内各企業に対し、障害者の法定雇用率を守らせる。未達成企業に課せられる納付金の大幅な引き上げを国に求めるとともに、未達成企業の企業

名を公表する。

- (6) 地域生活支援事業の移動支援について、利用実態を踏まえ、無料と1割負担の時間数をそれぞれ拡大する。
- (7) ショートステイは緊急時のニーズに見合うようベッド数の拡充と短期入所施設の整備を行う。
- (8) すべての障害者に対する年金制度や医療制度の改悪を行わず、拡充するよう国・府に求める。
- (9) 中途障害者が高齢となっても安心して通える公的施設を拡充する。再就労できる制度と施設の確立を図る。
- (10) 「堺市手話言語コミュニケーション条例」を推進する。市役所や区役所などの施設開設時間に専任の手話通訳者を複数の利用者にも対応できるよう配置する。緊急時に手話通訳者の派遣ができるよう体制を整える。
- (11) 公共空間や市の情報発信などで、ユニバーサルデザインを徹底する。
- (12) 補聴器を必要とするすべての人に対し、市独自の公的補助を行う。
- (13) 就学前の障害児を受け入れる日中一時支援事業において重大事故が発生した場合、第三者も参加する検証制度を設け再発を防止する。
- (14) 障害等級の認定調査の項目を、障害者の実態に即した内容に変更するよう国に求める。
- (15) 障害者総合支援法の応益負担制度を改め応能負担にするよう国に求める。
- (16) 介護・福祉の労働条件の抜本的な改善のため、報酬の引き上げを国に求める。
- (17) 介護・福祉事業所の職員確保のための対策を講じる。
- (18) 65歳以上のおでかけ応援制度と同様に、障害者等の公共交通利用負担を軽減する制度を創設する。

〈市民の健康増進と医療体制の充実〉

(一) 国民健康保険制度の改善について

- (1) 国に対して、国保財政の悪化の根本原因となっている国庫負担率の引き上げを求める。
- (2) 国民健康保険事業の大阪府完全統一から脱退し、府に中止を求める。市町村に対する法的拘束力のない「大阪府国民健康保険運営方針」にとらわれず、市独自の保険料減免規定や一般会計からの法定外繰り入れを行う。市は保険料引き下げのために、基金を十分に活用する。
- (3) 傷病手当、産前産後休業補償制度の新設を国に求める。
- (4) 保険料滞納への対応については、社会保障の立場にたち短期保険証、資格証明書の発行をやめる。加入者の生活実態を十分に把握し、実情を無視した取り立てを行わない。安易な資産調査をしない。生活費の差し押さえはしない。(2019年10月11日大阪高裁確定判決)
- (5) 国保の人間ドックに緑内障などの検査項目を加える。脳ドックを実施する。
- (6) 葬祭費の給付額を増やす。

(二) 医療体制と健康施策

- (1) 社会保障抑制政策を改めることと、医師・看護師の処遇改善と大幅増員を国に求める。
- (2) 堺市立総合医療センターは、市民の医療要求に応えるものへさらに充実する。
 - 1. 精神科を新設する。
 - 2. 産科について、安心・安全に出産できる体制の再開に向け人員を増加する。
 - 3. 難病（リウマチ・膠原病）の医療体制をつくる。
 - 4. 専任の手話通訳者を配置する。
 - 5. 障害者の拠点病院に位置づける。

6. LGBTQ +の方への配慮を行う。また本人の性自認を尊重する。

- (3)「大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について、府の予算の更なる増額と国の補助金増額を求めるとともに、病院拠点型での抜本的強化を検討するよう府に求める。
- (4)保健センターの保健師の訪問指導および、地域に根差した活動を充実させる。人員を増やし、地域の健康管理体制を強める。
- (5)母子保健健診の充実を図り、乳幼児の障害の早期発見と早期療育につとめる。
- (6)子宮がん検診を20歳から毎年受診できるようにする。
- (7)乳がん検診受診対象年齢を30歳以上とし、毎年受診できるようにする。また、性別を問わず個別対応する。
- (8)AYA世代(15～39歳)への無料がん検診制度をつくる。
- (9)無料がん検診を2026年以降も継続・拡充する。検診受診の啓発を強化し、土日祝日も検診を実施する医療機関を増やす。総合がん検診を充実させる。
- (10)特定健診の検査項目を拡充する。
- (11)骨そしょう症の検診料金を無料にする。
- (12)難聴の早期発見のため、聴覚の無料検診を実施する。
- (13)現行の歯科検診事業の対象を30歳以上の全年齢に広げ、さらに若年層まで引き下げる。定期的な歯科検診の重要性についての啓発を強める。
- (14)精神障害者が安心して福祉サービスが利用できるよう低所得者に対する市独自の軽減策を行う。ヘルパー派遣や、ショートステイ、グループホーム、デイサービス、デイケア、リハビリなどの拡充を図り、精神障害者の社会的自立に向けた支援策を総合的に推進する。
- (15)精神障害者保健福祉手帳制度を他の障害者施策と同様にするよう国に求める。相談員を増員し、保健センターにおける相談機能を充実する。
- (16)こころの健康センターについては、センター機能を十分に発揮できるよう、医師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士など、職員体制を拡充する。
- (17)性別適合手術後のホルモン治療を保険適用するよう国に求める。
- (18)性感染症への対策について、教育・啓発など医療機関とも連携し堺市独自の取り組みを引き続き進める。また、検査体制を拡充する。
- (19)新型コロナウイルスなど、新たな感染症対策の強化を国に求めるとともに、保健所・医療機関における対応の充実を図る。同時に、必要なワクチンの確保を行う。
- (20)結核患者の検診、感染防止対策を強化する。
- (21)危険ドラッグ規制の強化を国に求める。
- (22)オーバードーズ対策について、教育・啓発など医療機関とも連携し堺市独自の取り組みを進める。
- (23)化学物質過敏症やいわゆる香害などについて、市として実態調査を実施し、周知・啓発を行う。
- (24)老人福祉医療費助成の廃止により、助成が受けられなくなった65歳以上の方及び重度以外の難病患者に対し、市独自の助成を行う。
- (25)各部局とも連携し、市内AED設置場所を増やすため働きかけるとともに、費用の補助を行う。

■子ども青少年局所管事項

〈保育行政、子育て支援の充実〉

(一) 保育施策について

- (1) 保育士配置基準のさらなる見直しを国に求めるとともに、堺市独自の拡充を行う。
- (2) 公立の幼保連携型認定こども園の民営化は行わない。
- (3) 現場の実情に応じた人員体制が確保できるよう、補助制度を拡充する。
- (4) キンダーカウンセラーを配置できる補助制度をつくる。
- (5) 保育料無償化を所得制限なしで全ての幼児に実施する。副食費は公費負担とする。
- (6) 待機児童のうち、未利用児童についても解消に当たる。その際、認定こども園および認可保育園の整備を基本にする。
- (7) 定員割れが生じた保育施設への財政的支援を行う。
- (8) 小規模保育園の整備にあたっては A 型を堅持する。また、対象年齢は 0～2 歳児を堅持する。
- (9) 家庭的保育事業は保育事業者がすべて保育士資格等保有者となるようにする。
- (10) 誰でも通園制度の実施にあたっては、必要な人員の確保など市が責任を持つ。
- (11) 企業主導型保育施設について、市の調査指導等ができるよう引き続き、制度改善に努める。
- (12) 民間保育園の保育士の処遇を改善するよう公定価格の引き上げを国に求める。また、堺市独自で保育士に直接支給する処遇改善に取り組む。
- (13) さかい保育士就職支援事業を復活する。
- (14) すべての公立の認定こども園において、一時預かり事業を実施する。
- (15) 延長保育や休日・夜間保育などの特別保育を充実する。必要な職員の増員などにより障害児保育を拡充する。
- (16) 特別支援保育が必要という認定までには至らないものの配慮を必要とする子どもに対する保育体制への支援を行う。
- (17) 特別支援保育の巡回訪問の回数を増やす。
- (18) 給食はすべての保育施設で現場調理することを基本とし、食物アレルギーの子どもたちのための除去食や代替給食を実施するなど、アレルギー児対策を行う。除去食・代替給食を実施している保育施設に給食費の補助や調理員の増員を行う。また、食材の安全性に留意する。
- (19) 物価高騰に見合う給食の食材費への支援を引き続き行う。

(二) 子育て支援

- (1) 児童扶養手当制度の改善・充実を国に求める。
- (2) 東区、美原区にも病児保育所を早急に設置する。訪問型病児保育事業においては、保育士や看護師を派遣する。
- (3) 0～2 歳の医療的ケア児の保育施設を各行政区に整備する。
- (4) 子ども相談所については、児童虐待への適切で迅速な対応や、障害児の療育相談、また子育て支援などに即応できる職員体制を確保する。家庭児童相談室の体制を強化する。
- (5) 一時保護所職員等を増員し、定員数をさらに増やす。また、施設が安心して生活できる環境となるよう整備する。
- (6) 離婚後共同親権について、行政上当事者の利益を害するおそれのある事例を国に伝えるとともに、慎重かつ十分な再検討を国に求める。

- (7) 0歳児に対し無料でおむつを定期的に届けることで必要な支援にもつなげる仕組みをつくる。
- (8) 不妊治療と不育治療の助成制度を拡充する。
- (9) 産後ケア事業をさらに拡充する。
- (10) 子ども医療費助成制度は、所得制限なしで高校卒業まで完全無料にする。また、大阪府の費用負担を引き上げるよう求める。
- (11) 堺市の児童自立支援施設を整備する。
- (12) すべての子どもたちが安全で豊かに過ごせる児童館の設置を計画的に進める。
- (13) 全小学校区での子ども食堂開設という目標を早期に達成する。子ども食堂開設後に財政的な支援を継続して行う。
- (14) ひきこもりへの支援策をさらに強化する。
- (15) 65歳以上のおでかけ応援制度と同様の、妊婦や子ども連れの公共交通利用負担を軽減する制度を創設する。
- (16) 女性や児童等への暴力を防止するとともに、保護・救済の施策を充実する。女性や児童等に対するあらゆる性暴力の根絶に関する法律の更なる改正を国に求める。堺市として啓発に努め女性相談員等の体制を強化する。
- (17) 「大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について、府の予算の更なる増額と国の補助金増額を求めるとともに、病院拠点型での抜本的強化を検討するよう府に求める。
- (18) ヤングケアラーの実態把握につとめ、関係部局が連携して必要な支援を行う。
- (19) ユースサポートセンターを全行政区に設置する。
- (20) フリースクール等の居場所に対する利用補助を行う。

■産業振興局所管事項

〈中小企業対策の抜本的強化〉

- (1) 「トランプ関税」に対し、多国間の国際協調により撤回を迫るよう国に求める。
- (2) インボイス制度の廃止を国に強く求める。
- (3) コロナ禍、物価高騰で打撃を受けた中小企業に対し事業継続のための堺市独自の直接支援を行う。
- (4) 中小企業振興条例を制定し、実効ある予算を組む。
- (5) 小規模企業振興法（小規模基本法）に基づき小規模企業振興条例を制定し、施策展開する。
- (6) 市内中小商工業の全事業所を訪問し、実態を把握するとともに行政への要求を直接聞きとり、期待に応えた実効ある対策を行う。
- (7) 下請け中小企業への一方的な単価切り下げ、買ったたきなどの苦情を受け付ける相談窓口を設置し、相談者が特定されないことを前提に親企業に是正を要請する。
- (8) 建設業界における下請け代金の不払い問題についての相談窓口を設け、公共事業において建設業法に基づく元請け企業が倒産した場合、下請け企業への未払い金の支払い等支援措置を講じる。
- (9) 大阪関西万博工事における未払い被害者に対し、早急に未払い工事代金の立替払いをするよう国・府に求める。

- (10) 大阪府信用保証協会の斡旋方式を復活させるよう府に求める。
- (11) 堺の伝統産業のすぐれた技能の継承発展を進めるため、継承者の育成策をさらに拡充する。
- (12) 商店街・中小商業への支援を抜本的に強化する。「大型店」出店の規制を国に求める。
- (13) 市内事業者を対象とした「住宅リフォーム助成制度」を創設する。
- (14) 「小規模工事契約希望者登録制度」を創設する。
- (15) 「公契約条例」を制定し、労働者が受け取る最低賃金を1,500円以上とする。

〈雇用・労働〉

- (1) 労働者派遣法を見直し、一時的・臨時的雇用を本来の雇用形態にし、偽装請負など企業の違法行為や解雇・雇い止めをさせないよう国に求める。
- (2) 同一労働同一賃金を義務付けるよう国に求める。
- (3) 堺市が誘致する企業にはフルタイム雇用は正社員となるよう義務付ける。
- (4) 労働（パートを含む）相談窓口体制を拡充する。
- (5) パートや非正規労働者が正規労働者との不当な格差なく安心して働けるよう、雇用の安定、賃金、労働条件、福利厚生の改善を図るための調査・啓発を行う。
- (6) 再就職を希望する女性のための再就職セミナー開催など職業教育を一層推進する。
- (7) 家族従業員の働き分を認めない所得税法第56条は事業主の妻や家族従業員の自立と人権の侵害につながり、時代の流れにそぐわないものであることから、その廃止を国に求める。
- (8) 長時間勤務やサービス残業の押し付けをなくすため、連続11時間の勤務間インターバル規制と、週15時間、月45時間、年360時間の上限規制を行うよう国に求める。サービス残業が発覚した場合の罰則規定強化など、是正する対策を国に求める。
- (9) 最低賃金を全国一律時給1,500円以上に早急に引き上げるとともに、労働時間を1日7時間、週35時間とする規制を設けるよう国に求める。
- (10) 若年層及び就職氷河期世代の深刻な雇用問題を解決するため、抜本的対策を国に求める。さかいJOBステーションを周知し、体制強化を図る。
- (11) 非正規労働者に正規労働者と同等の待遇を保障するよう国に求める。
- (12) 男性の育児休業・介護休業制度の啓発・周知につとめる。堺市としても、休暇取得率の向上をよりいっそう推進する。
- (13) 事業者に対して、あらゆるハラスメントについての啓発を行う。

〈都市農業及び漁業の振興と食の安全〉

- (1) CPTPP（包括的・先進的環太平洋経済連携協定）などの輸入自由化路線を見直し、食料主権を回復するよう国に求める。
- (2) 農業を国の基幹産業と位置づけ、農業の再建と発展、食料自給率の向上を最重要課題と位置付け取り組むよう国に求める。
- (3) 米の安定供給に努め、農業従事者への支援を強化するよう国に求める。
- (4) 農産物に対するセーフガードの機敏な発動を国に求める。
- (5) 一部の大規模経営に農政の対象を限定することなく、家族農業を守り育成するよう国に求める。
- (6) 市民の生命と健康を守る立場から、食の安全に対する法整備の強化とともに、輸入食品の検査体制の強化を国に求める。
- (7) 生産緑地の指定を引き続き行い、当面、営農を継続する宅地化農地についても生産緑地と同

様の施策を講じる。

- (8) 市内の休耕地の農地活用を進める。
- (9) 学校園等の給食に地元農産物の使用を増やし、地産地消の拡充につとめる。また、無農薬米の使用など、食材の安全性に留意する。
- (10) 環境に配慮するため、プラスチック被服肥料やネオニコチノイドなどの規制を国に求める。
- (11) 有機栽培、無農薬栽培をする農家を支援する。
- (12) 農業、漁業、酪農の従事者の収入が保障されるよう堺市が支援を行い、新規就労につながる取り組みを進める。
- (13) 原発汚染水（アルプス処理水）の海洋放出は、中止するよう国に求める。
- (14) 堺・泉州の漁業振興と防災対策、及び災害支援を強化するよう府に求める。漁港に滞留するごみを撤去する。
- (15) 市民農園の増設と民間や農協の市民農園の開設、運営を支援する。
- (16) 自然災害によるビニールハウスなどの農業被害に対し支援制度を設けるよう国に求める。また市独自の支援策を講じる。

■ 建築都市局所管事項

〈住宅〉

- (1) 市営住宅について、「堺市営住宅長寿命化計画」に定められた概ね 25 年周期に沿った外壁改修事業を実施する。
- (2) 市営住宅の住環境について、以下の項目を実施する。
 - 1. 入居収入基準を引き上げる。
 - 2. 入居者の実態に応じて柔軟に対応する。
 - 3. 市営住宅の戸数を増やし希望者に応えるようにする。
 - 4. 居住者の要望に基づき、防犯対策を強化する。
 - 5. 障害者・高齢者向けなど福祉住宅単身者向けを増設する。
 - 6. 経年劣化した住居の設備、内装の修繕を公費負担で行う。
 - 7. 住宅、付属施設等の鉄部の修繕について、適宜対応する。
 - 8. 照明の LED 化について、可能な限り早期に完了させる。
 - 9. 浴槽、風呂釜を全住居に設置する。
 - 10. 家賃減免制度を改善し、手続きを簡素化する。
 - 11. あらゆる事実婚の関係にある市民の入居を認める。
 - 12. 住宅建て替え計画を早急に居住者に知らせ、円滑な転居への支援を行う。
 - 13. エレベーター設置を進めるとともに、設置に伴う負担を居住者に求めない。
- (3) 府営住宅について、市営住宅と同様に上記施策を府に要望する。
- (4) 若年世帯への家賃補助制度を創設する。
- (5) 老朽化の著しい木造住宅密集地域の住環境を改善する。
- (6) 民間分譲マンション居住者への支援を強める。
 - 1. マンションなど共同住宅の大規模修繕が適切に実施できるように、堺市で融資斡旋や利子

- ・補給による支援措置の創設を行う。
 - 2. マンションの耐震診断補助制度の拡充と耐震改修（設計・工事）補助の増額をする。
 - 3. エレベーター閉じ込め対策の「防災エレベーター椅子」設置への補助制度をつくる。
 - 4. 水道管の直結直圧方式に切り替える際の工事の補助制度を創設する。
- (7) 空き家対策を強化する。
- (8) 堺市 ZEH・ZEB 支援事業の補助金額を引き上げ、継続する。
- (9) 堺市スマートハウス化等支援事業の補助金額を引き上げ、継続する。

〈道路・交通〉

- (1) 65 歳以上のおでかけ応援制度を維持し、さらに無償化に向け拡充する。カード発行手数料をなくす。また、妊婦や子ども連れ、障害者、生活困窮者等を対象に同様の公共交通利用負担を軽減する制度を創設する。
- (2) すべての駅にエレベーター、エスカレーター及び可動式ホームドア柵を設置し、バリアフリー化計画を促進する。
- (3) 無人駅をなくし、プラットホームに必要な駅員を配置するよう鉄道事業者に働きかける。
- (4) JR、南海などの片側改札口を改善するよう、鉄道事業者に働きかける。
- (5) 公共交通の充実について、以下の項目を実施する。
1. 鉄道駅舎より半径 800m、バス停より半径 300m としている「交通利用圏域」を交通弱者に配慮して見直し、バス路線網の拡充を図る。
 2. 乗り合いタクシーの利便性を図る。
 3. 新たなコミュニティバスをつくる。
 4. ノンステップバス及び路面電車の低床車両の増車を事業者に求める。
 5. バス停留所にはベンチ、雨除け上屋根を設置する。
 6. 路線バスの減便を防ぎ、住民の求めに応じて便数を増やす。
 7. 路線バスの運転士不足に対し、市として対策を講じる。
- (6) 主要な交差点に音響信号を設置する。また「弱者感应式送信器」(青信号延長ボタン)を設置する。
- (7) 視覚障害者が幅の広い道路の交差点や踏切を安全にわたることができるようそれぞれ視認性の高い「エスコートゾーン」(点字ブロック)を設置する。
- (8) 生活道路照明灯、街路灯を増設し、夜道の安全を確保する。生活道路照明灯については、交差点以外でも必要箇所に設置する。
- (9) 自動二輪車・原動機付自転車の駐車を関係部局と連携し、増設する。
- (10) 老朽化した歩道橋については点検修理を進める。また歩行者の安全確保を前提に、現在の利用状況などを精査し、可能なところは撤去し横断歩道へ転換する。

〈まちづくり〉

- (1) 「大阪のまちづくりのグランドデザイン推進本部会議」及び、「大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部会議」への参画をやめ、カジノ IR の誘致に関わらないこと。
- (2) 開発にあたっては住環境を守ることができるよう堺市として努める。協議の際、以下の点について開発者に地域住民の意向を伝える。
1. 「堺都心未来創造ビジョン」における堺東エリアの市街地整備について、幅広い市民の声を活かしてまちづくりを進める。

2. 「都市再開発方針 2 号地区」の JR 津久野駅前周辺地区については、地域住民本位でまちづくりを進める。
 3. 「新金岡地区活性化推進事業」について、地域住民本位でまちづくりを進める。
 4. 「中百舌鳥駅周辺活性化基本方針」について、幅広い市民の声を活かしてまちづくりを進める。
- (3) 堺浜エリアについて、これまでの開発を総括・検証する。
- (4) 堺浜自然再生ふれあいビーチの清掃を市の責任で行い、活動の回数を増やす。
- (5) 都心部の交通について、SMI 都心ラインの開発にこだわらず、住民合意のもと要望に沿った拡充を図る。
- (6) 泉北ニュータウンのまちづくりについて
1. ICT 導入ありきではなく、住民本位のまちづくりを進める。
 2. 大阪府に開発者としての責任を果たさせる。
 3. 地域住民の移動の利便のため、目的地直行型のデマンド交通システムを、住民合意に基づきバスやタクシー事業者とも協議しつつ、安定的な運営となるよう市として必要な支援を行う。
 4. 近畿大学医学部及び近畿大学病院の開学・開院に関連する開発について、今後も地域住民に十分な説明を行う。
 5. 府営住宅の更新事業について、早期に全体の計画を立て住民に知らせ、更新までの居住環境の充実を図るよう府に伝える。
- (7) 府営住宅・供給公社の建て替えに伴い生じる「活用空き地」について、市としてまちづくりの視点から利用計画を持ち府と協議する。
- (8) 環濠都市北部地区の景観保全のための建築物等規制条例をつくる。環濠の復元整備について、「堺市景観計画」に基づき、市民参加で歴史的なまちなみ整備、建造物の保存と活用を進める。

■建設局所管事項

〈公園・緑地〉

- (1) 既存公園の整備を行うとともに街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園などについて、計画的に整備する。
- (2) 公園のトイレを増やし、洋式化とオストメイトを備えた「だれでもトイレ」の整備、サニタリーボックスの設置を図る。手洗い場・照明などを整備促進する。
- (3) 子どもたちがいつでも気軽にボール遊びができるよう既設の公園を含め整備する。
- (4) 遊具の安全性の確保につとめるとともに、健康遊具やユニバーサルデザイン遊具の設置を促進する。老朽化した遊具は取り替える。
- (5) 市管理の公園等にスケートボード、BMX 等の設備を設置する。
- (6) 公園事務所を増やす。
- (7) パークマネジメント (P-PFI) については、市民の憩いの場である公園本来の役割を損なう事がないようにする。
- (8) 金岡公園の再整備について、地域住民や利用者の意見を反映させ、金岡公園の本来の整備趣旨に沿う整備計画を策定する。また、従来の設備を備えた金岡公園プールを早急に再開させる。

〈災害の防止、治水・浸水対策、河川管理〉

- (1) 老朽溜池の改修を進める。
- (2) 堺出島漁港、浜寺石津漁港、大和川、東除川、西除川、石津川などについては、水害・高潮等の対策として、国・府に整備の促進と責任ある管理体制を求める。
- (3) 西除川などの治水対策について改修を早期に完成するよう、府に求める。
- (4) 河川内の土砂の除去・自生した樹木の伐採等を適宜実施し、市所管外の河川については府・国に実施を求める。

〈踏切・生活道路・自転車〉

- (1) JR 阪和線の連続立体化を推進し、開かずの踏切を解消する。当面、各踏切の安全を確保するため歩道の整備を図る。
- (2) 南海高野線連続立体交差事業の用地取得に当たっては、対象となる地域住民の意向に寄り添って柔軟に対応する。
- (3) 視覚障害者が幅の広い道路の交差点や踏切を安全にわたることができるようそれぞれ視認性の高い「エスコートゾーン」(点字ブロック)を設置する。
- (4) 生活道路の舗装、補修については、予算を大幅に増やす。
- (5) 道路の無電柱化を必要性に応じて促進する。
- (6) 路面表示の予算を増やし補修する。
- (7) 市営駐輪場の増設を図るとともに屋根を設置する。学生料金は目的を問わず割引を適用する。また、一時利用にも学生料金を設定する。
- (8) 自転車道(専用)、自転車レーン、歩道の視覚分離を現場の安全性に配慮して整備し、自転車利用者と歩行者の安全を守る。
- (9) 安全性を確保できない自転車道について再点検する。
- (10) シェアサイクルは、自転車台数やポートをさらに増やす。また、利用料金を30分まで無料にするなど、利便性を高める。
- (11) 自転車ヘルメットの購入補助制度を再開する。
- (12) バリアフリーの観点から、車いすやシルバーカーが円滑に通行できる歩道幅を確保する。

■上下水道局所管事項

- (1) 上下水道事業の各種業務については市が責任を持つ。
- (2) 上下水道料金を引き下げる。上下水道料金に「福祉料金制度」や「減免制度」を設ける。福祉施設に対する料金の減免制度を実施する。
- (3) 借地借家の汚水柵設置は、所有者の承諾印受領を含め市の責任で行う。
- (4) 上下水道の管渠を点検し、老朽管を計画的に入れ替える。
- (5) 公共下水道処理区域の浸水防止のため、石津雨水ポンプ場の整備などを促進する。
- (6) 水道事業の民営化はしない。

■教育委員会所管事項

〈教職員体制の抜本的な改善〉

- (1) 堺市独自で中学校の35人以下の少人数学級を実施する。
- (2) 教育予算の増額を国に求める。義務教育無償の原則を守って、保護者負担の軽減を図る。また私立学校園への助成金の削減に反対し、国・府に対し増額を求める。
- (3) 教職員の新規採用を増やし、欠員をなくす。定数内教職員は正規採用とする。
- (4) 養護教諭の配置については、小中学校の複数配置の基準を見直し、実態に合った配置を行う。
- (5) 市立学校すべての学校図書館に専任の図書館職員（学校司書）を配置する。早期に、文科省が5ヶ年計画で示している1.3校に1名、週30時間勤務の学校司書を配置する。さらに学校司書の正規雇用をめざす。
- (6) 外国をルーツとする子どもへの日本語教育の体制を整備強化する。
- (7) 児童生徒や教職員の負担となり、教育予算増額を伴わない「学校群」での制度いじりをやめ、現場からの要求に基づいた取り組みを進める。
- (8) 栄養教諭の配置基準の見直しを国に求める。
- (9) 子ども家庭支援センター等専門機関が十分機能するよう連携する職員の増員と体制の強化を行う。
- (10) 教員の処遇改善や業務過重解消となるよう「教職員給与特別措置法」及び教員の基礎定数の見直しを国に求める。
- (11) 新任教職員への支援体制を強化する。

〈教員の労働安全衛生の改善〉

- (1) 学校現場の長時間過密労働解消の具体的な対策をたてる。労働安全衛生法に基づき休憩時間・休憩場所を確保する。
- (2) 教職員の健康・安全の向上につとめる。とりわけ精神疾患の予防、治療について具体的な対策をたてる。

〈競争主義的な教育政策の見直し〉

- (1) 全国学力・学習状況調査は実施しない。競争をあおり、学校や地域間の格差と混乱を生じさせる府の「チャレンジテスト」の中止を求める。
- (2) さかい学びサポート事業を復活させ、市民ボランティアによって維持されている当事業への経済的支援を行う。
- (3) 小・中学校の芸術鑑賞等に対し補助を行う。
- (4) 個人の尊厳と多様性を尊重する教育を重視し、競争・選別・管理主義教育を一掃する。

〈平和・人権尊重・ジェンダー平等教育〉

- (1) 戦争の記録や原爆副読本など非核・平和に関する資料・書籍を学校図書館に配架する。
- (2) 「日の丸」「君が代」の教育現場へのおしつけをやめる。
- (3) 道徳教育については、教科ではなく、子どもを人間として尊重する姿勢を貫きつつ学校生活全体の中で行う。
- (4) 主権者として的人格形成をめざし、地域・学校・社会に関心をもち、学習活動を行う主権者教育に取り組む。

(5) 人権教育の名による同和教育をやめる。

〈子どもの健康・安全〉

- (1) 学校検診にかかる統計について、抽出ではなくすべての学校分を集計する。
- (2) 学校検診で「要受診」と診断された子どものうち、「未受診」になっている子どもの数を把握し、受診が進むようサポートする。
- (3) 虫歯が10本以上ある子どもの数を把握するなど、ハイリスクな子どもの実態を掴み、支援につなげる。
- (4) ネットいじめ防止プログラムを強化する。
- (5) 離婚後共同親権について、教育行政上当事者の利益を害するおそれのある事例を国に伝えるとともに、慎重かつ十分な再検討を国に求める。
- (6) 児童生徒の健康診断・身体測定については、健康状況がより正しく把握できるよう学校現場の意見を聞き、検査項目や測定方法を検討する。
- (7) あらゆる体罰・虐待・性暴力等を根絶する取り組みを強化する。実態把握につとめ、子ども青少年局との連携を強める。
- (8) 学校園で包括的性教育を実践する。
- (9) 化学物質過敏症について、健康福祉局とも情報共有し、学校園内での実態調査や、啓発・対策を実施する。

〈誰ひとり取り残さない学びの環境整備〉

- (1) 就学援助制度の低い基準を是正し、制度の拡充につとめる。年度途中の申請の場合はさかのぼって支給する。
- (2) 大学等の学費の引き下げ、入学金の廃止、奨学金返済の減免を国に求める。「堺未来応援奨学金」を拡充するとともに、返済支援を行う。財源はふるさと納税や基金運用ではなく、国及び大阪府の給付事業を土台にし、市の独自財源で実施する。
- (3) フリースクール等に通う子どもと保護者への経済的援助を行う。
- (4) 適応指導教室の利便性を高め、開室場所を拡充する。
- (5) 校内教育支援教室の場所及び人員を拡充する。

〈特別支援教育の充実〉

- (1) 堺市立百舌鳥支援学校、堺市立上神谷支援学校の狭隘化の解消は、整備計画を策定し、単独の支援学校を新設する方向で進める。百舌鳥支援学校の老朽化対策を早急に実施する。
- (2) 「(仮称)百舌鳥支援学校宮園分校」は、子ども、保護者、教職員の意見を取り入れ、支援教育の向上の観点で進める。
- (3) 必要に応じて支援学校の通学バスを増便し、通学時間の短縮を図る。バス支援員の業務は仕様書に沿ったものとなるよう事業者を求める。
- (4) 特別支援学級の設置については、障害種別に応じた学級設置を行う。重度障害児に対し教員の加配、介助員の大幅な増員を行う。通級指導教室を全校に設置する。
- (5) 令和4年4月27日文科省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」における対応は、支援学級の授業時間を画一的に原則半分以上とするのではなく、一人ひとりの教育的ニーズに応じた授業時間を保障する。

〈公立幼稚園〉

- (1) 公立幼稚園を研究実践園として存続し、早朝の受け入れ事業や給食を実施する。また、園舎の老朽化対策（改築・改修）を行う。
- (2) 公立幼稚園の教職員・養護教員などの増員を行う。
- (3) 公立幼稚園に安全管理員を配置する。

〈安心・安全な学校施設・設備の整備〉

- (1) 全ての学校園のバリアフリー化、エレベーター設置を早急に進める。
- (2) 児童生徒用トイレの増設・改修（洋式化等）を早期に完了する。オストメイトを含む「だれでもトイレ」を整備する。すべてのトイレにサニタリーボックスを設置する。
- (3) 未設置の特別教室及び体育館にエアコンを可能な限り早期に設置する。
- (4) 学校施設のアスベスト調査を行い適切に処置する。
- (5) 屋上の断熱加工や、教室のエアコンの管理・点検費の増額など、夏期の環境整備を強化する。
- (6) 学校の裁量で使える施設メンテナンスにかかる配当予算を増額する。
- (7) 教育のICT化については、学校現場の実態に応じ、支援員の配置などを行う。また、児童生徒の脳や視力など健康への影響に配慮し、専門家の知見をもとに対策を講じる。パソコン端末などの費用は将来にわたって保護者負担としない。
- (8) 学校等トイレに生理用品を無償で常設する。

〈学校給食の改善〉

- (1) 小学校給食を全学年いっせいに無料にする。中学校給食への無料化を進める。
- (2) 委託業者の現場調理員に対しては、学校給食が教育の一環であることなど学校職員として必要な研修を常に行う。
- (3) 献立作成、物資購入については、地産地消、地域性や安全性などを重視して行う。
- (4) 調理室に空調設備が整うよう、施設設備の改善を図る。
- (5) 衛生管理・消毒殺菌については現場の意見を聞いて、より効果的で安全なものに改善する。
- (6) 代替給食などアレルギー疾患の児童生徒への対策を進める。
- (7) 学校園の給食に無農薬米を使用するなど、食材の安全性に留意し、配置基準以上に栄養教諭の加配を増やす。

〈部活動の見直し〉

- (1) 中学校の部活動の予算を増額し、保護者の負担軽減を行う。また、安全管理などを的確に行うとともに、教職員の過重な負担とならないよう実態に合った人員の配置を行う。部活の日数や時間などを適正化し、教員外の指導員の確保・待遇改善を行い生徒・教職員の負担を軽減する。子どもを中心に部活動のあり方を検討し、拙速な地域移行は行わない。

〈放課後対策事業〉

- (1) 堺市が放課後児童対策事業について公的責任を果たす。
- (2) 堺市教育スポーツ振興事業団が事業から撤退する方針を見直す。
- (3) 少なくとも総合評価一般競争入札における技術評価点の比重を価格評価点より重くする。
- (4) 国の基準（1人当たり1.65㎡、1支援単位40人）を改善するよう見直しを求め、堺市は独自

に基準を定める。また、1支援単位ごとに2人の専任指導員を配置する。

- (5) 事業を支える指導員が働きつづけることができるように、雇用条件や待遇を改善するよう事業者に求める。
- (6) 指導員の加配や研修を進め、希望するすべての児童を受け入れるとともに障害をもつ児童の受け入れ体制を整える。
- (7) 利用料を引き下げるとともに、きょうだい減免制度を復活する。
- (8) 使用教室が上階にあるなど、不適切な施設・設備の改善を進める。
- (9) 保護者を奨励し、保護者懇談会を行い連携協働を進める。学校・地域関係機関との連携を密にする。
- (10) おやつ の質について、子ども・保護者の意見を聞き改善を図る。
- (11) 放課後子ども支援事業にも対応できるよう安全管理員を土曜日も終日配置する。また、平日の配置時間を延長する。
- (12) すべての子どもたちが安全で豊かに過ごせる児童館の設置を計画的に進める。
- (13) 特別支援を要する児童生徒の放課後支援事業（放課後等デイサービス）は民間任せではなく市の責任で指導監督を行う。「(仮称)百舌鳥支援学校宮園分校」における放課後等デイサービスの確保は市の責任で行う。

〈子どもの権利の尊重〉

- (1) 「子ども基本法」に基づき、子どもの意見表明権を保障する場を設ける。
- (2) 「子どもの権利条約」を児童生徒はじめ保護者や地域に知らせる。
- (3) 校則・制服等について「学校のきまりやルール（校則）の見直しガイドライン」に基づき児童生徒の意見を尊重したものに直す。

〈地域における社会教育・文化スポーツの充実〉

- (1) プールや図書館など学校施設の市民的活用を広げ、学校開放事業の拡充を図る。
- (2) 風俗営業や遊技産業を規制する。カジノ誘致・実施に反対し、子どもたちのより良い生活環境、教育環境をつくる。
- (3) 通学路を整備し安全を確保する。
- (4) 市立図書館の充実を図るため、以下の項目を実施する。
 1. 図書館の運営は、指定管理ではなく、市の直営で行う。
 2. 司書を正規職員を中心に増員する。
 3. 各分館の夜間開館を行う。
 4. 「子ども文庫」など、市民の図書館活動への援助を強める。
 5. 図書館予算を増額する。
 6. すべての図書館に学習室を設置する。
 7. 中央図書館の再整備について、基本計画等の策定に市民参画を保障する。
- (5) ジェンダー平等、女性の地位向上、性の多様性の理解と啓発を進める。また学校教育において、自他を尊重しあう性教育の取り組みを強化する。
- (6) 女性や児童等への暴力を防止するとともに、保護・救済の施策を充実する。女性や児童等に対するあらゆる性暴力の根絶に関する法律の更なる改正を国に求める。

森田こういち

(西区選出)

〔 団長 / 文教委員 / 堺市国民健康保険運営協議会委員 /
堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会委員 〕

自 宅 〒593-8322 西区津久野町3丁20-29
事務所 〒593-8325 西区鳳南町5丁517-112 Tel072-260-3201

藤本 さちこ

(南区選出)

〔 幹事長 / 議会運営委員 / 総務財政委員 / 孤独・孤立社会対策調査特別委員会
副委員長 / 堺市同和行政協議会委員 / 議会力向上会議構成議員 〕

自 宅 〒590-0116 南区若松台1丁1番2-1003号
事務所 〒590-0103 南区深阪南314-1 Tel072-230-0710

藤本 ケン

(堺区選出)

〔 政調会長 / 健康福祉委員 / 堺市都市計画審議会委員 /
堺都心部活性化調査特別委員 / 議会力向上会議構成議員 〕

自 宅 〒591-8035 北区東上野芝町2丁500番地の1 ファミールハイツ上野芝Ⅲ-507
事務所 〒590-0942 堺区材木町東1丁1-16 Tel072-256-4480

いぬい 友美

(東区選出)

〔 建設委員 / 人口減少対策調査特別委員 / 堺市環境審議会委員 〕

事務所 〒599-8123 東区北野田427-1 Tel072-236-2525

〈議員団事務局〉

平松 良平

日本共産党堺市議会議員団

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所内

TEL 072-228-7261

FAX 072-223-4705

<https://www.jcp-sakai.org> mail:info@jcp-sakai.org

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	広報・広聴費
整理番号	20251128-14
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙貼付	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他) 市政報告No23印刷代及び振込手数料	

取引内容確認・取消

取引内容

振込

処理状況

処理済

受付日時

2025.11.28 12:05

受付番号

25112800004

出金口座

堺東支店 普通

振込依頼人名

ニホンキョウサントウ サカイシギ カイギ インダ ン

振込先口座

京都銀行 府庁前支店 普通

受取人名

カ)キカンシコム

振込金額

853,600 円

振込手数料

165 円

引落合計金額

853,765 円

振込指定日

2025年11月28日

20251128-14

御 見 積 書

NO. M-0034568

2025 年 11 月 06 日

堺市会議員団 御中

下記の通り御見積り申し上げます。

納入期日：2025 年 11 月 07 日

納入場所：


支払条件：銀行振込

有効期限：2025 年 12 月 05 日

合計金額 ￥853,600-

見積金額 ￥776,000-

消費税 ￥77,600-


株式会社 きかんしこう
(京都本社) 〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-
 TEL.075-935-1115 FAX.075-935-510
 (東京支社) 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-27-8三輪ビル4F
 TEL.03-3511-4055 FAX.03-5214-0256

見積No.	品名	色数	サイズ	数量	単位	単価	金額
0000089966	市政報告No.23	4+4	B4	257,840	部	3.01	776,000
	■ 以下余白 ■						
見積合計							776,000
備考：	B4.4/4.1種、上質53kg、十字断裁(白折ります) 荷姿:適量上下宛紙結束+レット積(入り数・地域名明記) 42ヵ所仕分、大阪堺市3ヵ所納品 ①大阪府堺市1ヵ所一括納品※チャーター便手降ろし ②大阪府堺市1ヵ所一括納品※チャーター便手降ろし ③大阪府堺市1ヵ所一括納品※個口発送						

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
(市役所内)

請求書

2025年11月20日締切

1頁

日本共産党 堺市議会議員団 様

お客様コード

担当者コード 002211

株式会社 きかんしコム

(登録番号 T1130001024125)

〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1
TEL. 075-935-1115 FAX. 075-935-5100

<取引銀行> 京都銀行 府庁前支店 普通
近畿労働金庫 京都支店 普通

<口座名義> (株) きかんしコム

毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。請求書と行き違いにてお支払済の節はご了承下さい。

前月請求書	御入金額	調整額	繰越額	当月納品額	消費税	当月御請求額	合計御請求額
0	0	0	0	776,000	77,600	853,600	853,600

月日	区分	品名仕様	数量	単価	金額	消費税	適用
11月06日 179863	0	市政報告No. 23	257,840		776,000	(10%) 外税	
		【10%課税対象】					
		(税抜額 776,000円 消費税 77,600円 税込額 853,600円)					

20251128-14

2025年11月06日

納 品 書

No. 019892

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
(市役所内)

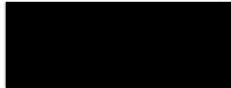
きかんしコム

株式会社 きかんしコム
〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1
TEL.075-935-1115(代) FAX.075-935-5100
e-mail :com@mediapark.co.jp

日本共産党 堺市議会議員団 御中

TEL : 072-228-7261

品 名	数 量	受注番号
市政報告No. 23	257,840部	179863/01

お得意先様名 日本共産党 堺市議会議員団 様 TEL:072-228-7261	指示者	担当営業
		

20251128-14



保育士の しよぐう 処遇改善 待ったなし!

子どもたちの
安心・安全の
ためにも

保育現場は深刻な人手不足で、賃金が全産業平均より低いことが背景にあります。全国では就職支援金や家賃補助などの支援を行う自治体もあり、堺市でも安心して子育てできる環境づくりのために独自の保育士処遇改善に取り組むべきです。

堺市保育士調査結果

※対象者数1,617名のうち1,127名が回答

あなたはどのようなことが充実すれば、現在の職場で働き続けたいと思いますか。(複数回答可)

給与	735
職場の人間関係	598
休暇が多い・とりやすい	406
現在の職場で、今後どのようなことに力を入れて取り組んでいけばよいと思いますか。	
人材確保	596
配慮が必要な子ども・家庭への支援	221
その他	91

堺市当局は今年度の予算案に向けて、新採用の保育士に対し一人当たり年10万円を3年間支給する事業実施を立案していました。しかし、支援金が就職促進や継続につながるか



エビデンス(根拠)が不十分として実施に至りませんでした。その後、市が5～6月に実施した市内の保育士アン

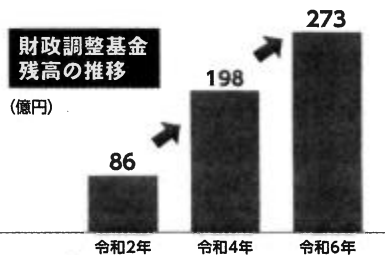
ケートでは、職場を選ぶ時や働き続ける上で最も重視するのが「給与の充実」であり、現場の最重要課題は「人材の確保」だという結果が示されました。決算総括質疑で「これこそ明確なエビデンスではないか」とくり返し指摘したところ、本屋副市長も「エビデンスの一つ」だと認めました。保育士の処遇改善を国任せにせず、堺市独自の施策に取り組むよう求めました。

動画を見る→



増え続ける基金はくらし応援に

堺市の令和6年度決算は実質収支73億円の黒字でした。財政調整基金も36億円増えて273億円。この間、市の貯金にあたる基金残高は増え続けています。一方で、物価高騰に苦しむ市民生活への支援策はほとんどありません。日本共産党は、小学校給食の無償化を段階的にではなく、最初から全学年いっせに行うなど、市民のくらし応援に使うよう求めました。



日本共産党



無料法律相談・生活相談はこちら
ご意見・ご要望・お問い合わせなど
お気軽にお寄せください



西区
堺田こういち
文教委員会



南区
藤本さちこ
総務財政委員会



堺区
藤本ケン
健康福祉委員会



東区
いぬい友美
選考委員会



だれもが安心して



暮らせる堺市へ



バス減便と運転士不足の解消を



堺市内でも運転士不足によりバスの減便が発生しています。市は約26億円を投じて、2030年までに自動運転バス導入(堺東駅と堺駅区間)を目指していますが、これによる確保予定の運転士は約10人にとどまります。運転士は50・60代が半数を超え、10年後にはさらに深刻な不足が懸念されます。国の動きを待つだけでなく、堺市独自で処遇改善などの整備を早急に進めるべきです。



差別のない多文化共生の堺市へ



堺市の生活保護受給者のうち、外国人は3.6%。国民健康保険では外国人による保険料支払いが約2.1%なのに対し、給付額は約1%と支払う割合のほうが多く、優遇の実態はありません。約1万人の外国人労働者が市内で働き、地域を支えています。市長は「文化的歴史的に異なる背景を持つ人々が堺で安心して暮らせるよう力を注ぐ」と答弁。外国人が孤立せず、尊厳を持って暮らせるよう、堺市に今後も積極的に取り組むよう求めました。

独自給付型奨学金の枠 拡充を

堺市独自の大学生等を対象にした給付型奨学金。2024年度は120人の枠に対し322人の申請がありました。条件を満たしても受け取れない学生が多く、市議団は枠の拡充を求めました。市長は「受給できなかった人数を確認する」と答えるにとどめました。

公共施設にも生理用品設置を

現在、堺市内の区役所や女性の相談窓口、小・中学校の保健室で生理用品を手渡しで配布しています(一部の学校トイレに常設)。生理用品は女性にとって日常の必需品であり、トイレトーパーと同じようにすべての公共施設のトイレに生理用品を設置するよう求めました。



市民の声を届けているのは?

2025年8・9月市議会 ◎…提案 ○…賛成 ×…反対	日本共産党	大阪維新の会	公明党	堺創志会	自民党・堺市議会議員団	自民党・市民クラブ	無所属	非所属クラブ	日本保守党	採択結果
OTC類似薬保険適用外しに反対する意見書	◎	×	×	○	×	×	×	○	×	否決
最高裁判決を受け、生活保護利用者及び元利用者への補償を求める意見書	◎	×	×	○	×	×	×	○	×	否決
大阪・関西万博工事未払い被害者への早急な救済措置を求める意見書	◎	×	×	○ ¹ △ ⁴	×	×	×	○	○	否決

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費
整理番号	20251128-16

領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)

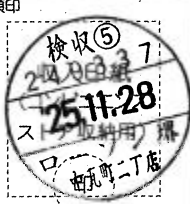
振込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

振込人氏名
日本共産党堺市議会議員
団 事務局
様

お客様番号
[REDACTED]

お支払金額
3,973円
(内消費税 361円)

受取人
株式会社MonotaRO

受領印


(お客さま控え)

ゆづりや、龍口又は、藤田支店でお支払いの場合は左側のスタンプを貼付してください。

按分率(按分による支出の場合に使用)

%

円 (按分率の根拠)

(その他)

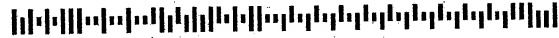
コピー用紙(A4)・フラットファイル・ペーパータオル

請求書

〒590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所

日本共産党堺市議会議員団 事務局
様



237711# 045729



株式会社 Monotaro

お客様お問い合わせ窓口
〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目2番2号
JPタワー大阪22階
TEL ☎ 0120-443-509
FAX ☎ 0120-289-888
e-mail: toiwase@monotaro.com
https://www.monotaro.com

締切日 2025年10月31日
支払期日 2025年12月1日

登録番号 T6140001054380
(請求ID: 3832282)
請求書番号 Z25107368761

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。下記のとおりご請求申し上げます。

◎下記の「払込取扱票」でのお支払いの場合
裏面注意事項をお読みのうえ、お支払期日までに払込取扱票にて、裏面記載のコンビニエンスストア、もしくはゆうちょ銀行にてお支払いください。(30万円を超える場合、コンビニではお取扱いいただけません。) 尚、弊社は株式会社電算システムに「料金収納代行業務」を委託しておりますのでご了承ください。

◎下記の「払込取扱票」以外でのお支払いの場合
※振込手数料は、貴社にてご負担いただきますようお願い申し上げます。
振込先 三井住友銀行(銀行コード: 0009) ドットコム支店(支店コード: 953)
当座 株式会社 Monotaro カ) モノタロウ
名義: 株式会社 Monotaro カ) モノタロウ

今回御買上額	消費税等	前受金等(今回分)	今回御請求額
3,612	361	0	3,973

<税率別内訳>	御買上額	消費税等	御買上額(税込)
内、10%	3,612	361	3,973
内、8%	0	0	0
内、非課税	0	0	0

日付	ユーザーID	品名・摘要	単価	数量	御買上額	消費税等	税率	軽減	納品書番号 参照番号
		費用負担先指定なし							
10/12		32635355 ★ペーパータオル 厚手タイプ [モノタロウブランド特価]	118	5	590	59	10%		038322820043-01
10/12		35058536 ★ファイル フラットタイプ 10冊セット [モノタロウブランド特価]	246	1	246	25	10%		038322820043-01
10/12		35058545 ★ファイル フラットタイプ 10冊セット [モノタロウブランド特価]	246	1	246	25	10%		038322820043-01
10/12		35058554 ★ファイル フラットタイプ 10冊セット [モノタロウブランド特価]	246	1	246	25	10%		038322820043-01
10/12		35058563 ★ファイル フラットタイプ 10冊セット [モノタロウブランド特価]	246	1	246	25	10%		038322820043-01
10/12		57769033 ★コピー用紙 A4 グリーン購入法適合 FSC (R) 認証製品 [モノタロウブランド特価]	2,038	1	2,038	204	10%		038322820043-01
			759						

消費税額は「税率別内訳」をご確認ください。明細毎の消費税額は参考情報です。

※★印: 軽減税率対象品

20251128-16

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251128-17

領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)

ASA

25年11月分

領収証

堺中央03
3.00

お問い合わせ番号
127

南瓦町 3 本館 11F
日本共産党堺市議会議員団 様

銘柄	部数	金額
朝日新聞(セット)※	1	4,900
日本経済新聞(セット)※	1	5,500

請求合計
¥10,400

8%対象 10,400円
(内消費税 770円)
10%対象 0円
(内消費税 0円)

ASA堺中央

堺市北区新金岡町1-3-33

TEL: 072-257-8484 FAX: 072-257-0606

株式会社河内新聞舗 登録番号:T5120101001665

お客様の個人情報は当社で適切に管理し、当社が扱う承認のご案内やお勧め等に利用させていただきます

※は軽減税率対象です。



按分率(按分による支出の場合に使用)

%

円 (按分率の根拠)

(その他)

朝日・日経新聞

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	事務・事務所費	
整理番号	20251128-23	
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>別紙貼付</p> </div>		
按分率(按分による支出の場合に使用)		
40%	32,000円	(按分率の根拠) 事務所使用状況報告の通り
(その他)		
森田事務所 家賃		

領 収 証

森田 晃一

様

No. _____

★ ￥ 80,000 -

但 店舗 12月分家賃 として

令和7年11月28日 上記正に領収いたしました



金額(税抜・税込)

% 消費税額等

金額(税抜・税込)

% 消費税額等



株式会社 3-9-09
代表取締役 國川 憲一

20251128-23

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派等の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

使途項目	資料購入費
整理番号	20251130-37
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙貼付	
按分率(按分による支出の場合に使用)	
%	円 (按分率の根拠)
(その他)	
藤本 憲 「新婦人しんぶん」11月分購読料	

No.

領 収 書

- 会費(しんぶん代含む)
 新婦人しんぶん購読料

藤本 様

金 410 円 11 月分(〒 円)

2025 年 11 月 30 日

上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございます
新日本婦人の会 (



20251130-37